

ねやがわし の環境

**令和4年度版
(令和3年度報告)**

寝屋川市環境部

はじめに 第3次寝屋川市環境基本計画について 1

1. 第3次寝屋川市環境基本計画の策定
2. 第3次寝屋川市環境基本計画について

第1章 生物多様性と自然環境

第1節 生物多様性 6

1. 生物多様性とは
2. 生物多様性に関する動向
3. 本市の現状
4. 本市の取組
5. 生物多様性の今後の取組

第2節 自然環境 7

1. 気候

第2章 生活環境

第1節 大気汚染・悪臭 12

1. 大気汚染に係る環境基準
2. 大気汚染の現状と対策
3. 光化学スモッグ
4. 微小粒子状物質
5. アスベスト
6. 悪臭
7. 苦情・陳情状況

第2節 水質汚濁 16

1. 水質汚濁に係る環境基準
2. 水質汚濁の現状と対策
3. 苦情・陳情状況

第3節 騒音・振動 23

1. 騒音に係る環境基準
2. 騒音の現状と対策
3. 苦情・陳情状況

第4節 土壌汚染 26

第5節 ダイオキシン類 27

1. ダイオキシン類とは
2. ダイオキシン類対策特別措置法による規制
3. ダイオキシン類測定調査

第3章 循環型社会

第1節 一般廃棄物	34
1. ごみ減量・資源化の推進	
2. 具体的な取組	
3. ごみ処理の状況	
4. クリーンセンターの現状	
5. 北河内4市リサイクルプラザ	
6. し尿	
第2節 産業廃棄物	45
1. 産業廃棄物処理業者等の規制・指導	
2. 産業廃棄物排出事業者等の規制・指導	
3. 産業廃棄物の不適正処理対策	
4. 自動車リサイクル法に基づく規制・指導	
5. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の指導	

第4章 脱炭素社会

第1節 地球環境問題	52
1. 国際的動向	
2. 国の動向	
3. 府の動向	
第2節 本市の取組	54
1. 計画の策定	

第5章 環境教育・環境学習

第1節 環境教育と環境学習	62
1. 環境美化の推進	
2. 寝屋川市環境フェア	
3. 美しいまちづくり表彰	
4. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会	
5. 関係団体における主な環境保全の取組	
6. 国・府等表彰	
資料編	72

はじめに

1 第3次寝屋川市環境基本計画の策定

寝屋川市環境基本計画は、寝屋川市環境保全基本条例に基づき、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成14年(2002年)に策定し、平成23年(2011年)に改定版を策定しました。

計画改定からおよそ10年が経過し、その間、国際社会においては世界共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の採択や、今世紀後半に温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざすパリ協定の発効など地球環境問題を含む持続可能な社会の実現に向けた大きな動きがありました。国内においても国際的な動向を踏まえ「第五次環境基本計画」が閣議決定(平成30年(2018年))されるとともに、温室効果ガスの削減目標を定めた「地球温暖化対策計画」の策定(平成28年(2016年))や食品ロス削減の基本方針や削減目標を定めた「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行(令和元年(2019年))されるなど大きな変化が生じていることから、寝屋川市環境基本計画(改定版)の計画期間満了に伴い「第3次寝屋川市環境基本計画」を策定しました。

2 第3次寝屋川市環境基本計画について

(1) 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間

(2) めざすべき環境像

【めざすべき環境像】

水やみどりを身近に感じるきれいな環境の中で
人にやさしくなれるまち
～環境を私たちが考え、守り、育てるまち ねやがわし～

第3次寝屋川市環境基本計画の策定にあたり、小学4年生(約1,700人)及び自治会の協力(約300人)により環境に関するアンケートを実施しました。

小学4年生へのアンケートでは、「10年後の寝屋川市が、こんな環境の良いまちになって欲しい」という意見を聞きました。本計画の計画期間は10年間であることから、10年後に20歳になり、将来の寝屋川市を担う子どもたちのまちづくりについての意見を参考に「めざすべき環境像」を設定しています。

子どもも大人も市民一人一人が、寝屋川市の環境を考え、守り、育てることで、人にも環境にもやさしいまちであり続けるといった願いを込めています。

(3) 基本目標

めざすべき環境像を実現するため、本市における現状と課題や社会情勢を踏まえ、5つの基本目標を掲げ、基本目標のそれぞれに施策の柱を設定しています。

基本目標	施策の柱
① 生物多様性と自然環境 (水とみどりに親しめる、人と生き物が共存するまち)	<ul style="list-style-type: none">● 生物多様性の保全● 水辺環境の整備と保全● みどりの保全と充実
② 生活環境 (安全・快適な都市環境のなかで 健康な暮らしができるまち)	<ul style="list-style-type: none">● 良好で安全な生活環境の保全● 環境保全対策の推進
③ 循環型社会 (省資源が徹底され、資源が循環するまち)	<ul style="list-style-type: none">● 減量化・再資源化の推進● 適正かつ効率的な処理の推進● 災害時体制の充実
④ 脱炭素社会 (脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち)	<ul style="list-style-type: none">● 省エネルギー機器等の導入促進● ライフスタイルの転換促進● 再生可能エネルギー*の導入と普及啓発● 気候変動への適応
⑤ 環境教育・環境学習 (みんなが考え、参加し、協働により成長するまち)	<ul style="list-style-type: none">● 環境教育と環境学習の推進● 協働の推進

第 1 章 生物多様性と自然環境

第1章 生物多様性と自然環境

第1節 生物多様性

1. 生物多様性とは

生物多様性とは、「様々な個性を持つたくさんの生物がほかの生物や環境とつながり合いながら存在すること」です。生物には私たち人間も含まれ、私たち人間が豊かな生活を送ることができるのも「生物多様性」が健全に保たれているおかげです。

また、都会と思われる大阪府にも、8,700種を超える生物がすんでおり、本市にもメダカやホタルの生息環境が残されている箇所があります。親水空間などで身近な自然にふれ、生物多様性を知ることが、市の自然を守ることに繋がります。

2. 生物多様性に関する動向

平成22年(2010年)に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23年(2011年)に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」が平成24年(2012年)に閣議決定しました。

この「生物多様性国家戦略2012-2020」では、生物多様性の4つの危機と5つの課題を示し、生物多様性の損失を止めるための短期目標(令和2年(2020年))と生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現に向けた長期目標(令和32年(2050年))が提示されており、現在、次期戦略の策定について検討が進められています。

3. 本市の現状

本市は、昭和30年代からの急速な都市化のため、市域のほとんどが市街化されているため、自然植生が減少し、東部丘陵や一部の社寺林がわずかに残されているのみです。

市内には淀川、寝屋川やその支流等多くの河川が存在しており、淀川には天然記念物であるイタセンパラやアユモドキが生息していました。しかし、現在ではほとんど姿を見ることはできなくなっています。

また、大阪府レッドデータブックでは絶滅種とされていたコウガイモや環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類、大阪府絶滅危惧Ⅰ類に指定されているミズアオイが寝屋川市内の水路で自生しているのが確認されています。

さらに、淀川河川敷で生息が確認されているヌートリアや、ミシシippアカミミガメ(ミドリガメ)等、本来、寝屋川市には生息していなかった特定外来生物や外来生物が見つかるようになってきています。

4. 本市の取組

市内における自然豊かな環境を、将来にわたって伝えていくために、市内に生息する生物や植物を観察し関心を深め、生物多様性についての正しい理解を深めていただくために自然観察会を開催しています。また、市以外にも、様々な団体が環境教育に取り組んでいます。

表 1.1.1 自然観察会の開催状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数/参加者数	4回/184人	4回/171人	2回/109人	3回/132人

※詳細は資料編P73

5. 生物多様性の今後の取組

大阪府では、「全てのいのちの共生」として、生物多様性について2030大阪府環境総合計画に示しており、本市も第3次寝屋川市環境基本計画において、生物多様性を基本目標の1つに掲げています。また、生物多様性はこどもからの教育が大切ですので、こども向け環境学習の実施に向け、関係団体と連携して実施し、活動についても公表します。

第2節 自然環境

1. 気候

本市は、東の生駒山系から伸びる東部丘陵地と淀川流域を中心に京都まで伸びた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため山地で寒気を防ぎ、四季穏やかな気候に恵まれています。

本市に最も近い枚方気象観測所における昭和53年(1978年)から令和3年(2021年)までの年平均気温は約16.1℃、年間降水量の平均は約1,444mmとなっています。

また、真夏日(日最高気温30℃以上)と猛暑日(日最高気温35℃以上)の年間の日数は増加傾向となっています。

表 1.2.1 枚方観測所における年平均気温・降水量

(単位:℃/mm)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
気温/降水量	16.6/1,649	16.7/1,346	16.8/1,566	16.8/1,979

※第3次寝屋川市環境基本計画

「生物多様性と自然環境」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none">● 自然とふれあう場の提供● 外来生物*対策の推進● 市民の生物多様性に関する意識向上
水辺環境の整備と保全	<ul style="list-style-type: none">● 水辺環境の整備と保全
みどりの保全と充実	<ul style="list-style-type: none">● 都市空間における緑地の保全と創出● 農地の保全と活用● 市民の緑化意識の向上● 民有地における緑化

第3次環境基本計画 進捗管理（令和3年度）

4.1 生物多様性と自然環境（基本計画P30-34）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
市域面積における緑地の割合	14.7%	14.7%	17.6%
生物多様性の認知度	25.3%	-	50.0%

目標達成のための指標	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
緑被率	18.4%	18.6%	22.0%
みどりに関する団体の活動区域面積	14.2ha	14.2ha	27.4ha
農地面積	151.3ha	146.6ha	維持
水辺の整備・保全活動の参加者数	4,792人	621人	4,800人

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
生物多様性の保全	自然観察会	市内の身近な自然環境にふれあい・学ぶ機会を提供することで、市内の環境保全意識の向上を図るとともに、住みやすい環境を確保ために実施。	6月 メダカ調査 中止 7月 水生生物調査 中止 10月 昆虫観察 40人 11月 植物観察 50人 1月 冬鳥観察 42人
水辺環境の整備と保全	クリーンリバー作戦	一級河川寝屋川でのクリーンリバー寝屋川作戦を始め、淀川河川公園点野草地区や川勝水辺ひろばなどにおける、市民協働による河川清掃の実施。	令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、クリーンリバー寝屋川作戦は中止となったが、点野草地区や川勝水辺ひろばでの清掃活動を実施し、水辺環境の保全につながった。
	水辺空間におけるイベント	茨田イチョウまつりなど、市民団体等を主体とする水辺空間におけるイベントの開催。	市民団体等が主体となり、淀川河川公園点野草地区周辺における茨田樋遺跡や幹線水路でのイベントを開催することで水辺環境の整備と保全を推進する取組みとなった。
	生物調査	河川や水路等における、生物の生息状況などの調査の実施。	市民団体等が主体となり、三井団地調整池等において生物調査を行い、地域の環境について関心を高めてもらう取組となった。
	ワークショップ会議	水辺環境の整備と保全を推進するためのワークショップ会議の開催。	市民団体等が主体となり、寝屋川再生ワークショップの関係者との情報共有や、点野水辺づくりワークショップへの参加を通して、水辺環境の整備と保全を推進する取組みとなった。

みどりの保全と充実	公園整備事業	都市公園等の整備、拡張を行う。	開発に伴う公園等の整備を行った事により、地域の防災機能の向上、緑被率の増加につながった。
	民有地緑化	市民との協働により花と緑に囲まれた緑豊かな潤いと安らぎのあるまちづくりを進めるため、民有地の接道部を緑化する際に、それぞれの基準による限度額の範囲内で助成金を支払うとともに、建物の新築、建て替えにおける緑化の指導、誘導を行う。	建物の新築や建て替えに際し緑化指導を行う事により、敷地におけるみどりの創出、緑被率の増加につながった。
	公園緑地等植栽サポーター事業	寝屋川市と地域住民との協働による魅力ある緑化の推進に向けて、ボランティア組織が寝屋川市の管理する公園・緑地等の花壇などを有効活用し自ら選定・花づくり・緑化等を提案する。	大利公園、寝屋川駅前線、黒原橋町、川勝町、太秦2号公園、萱島東緑道、幸町公園等で実施しており、特に寝屋川駅前線、黒原橋町地区は小学校（児童）とタイアップした活動を行う事により、地域に緑が増え街が和む。
	農業者支援事業補助金	農作業用の機械器具の購入費補助や地元農産物直販の奨励等の農業者への支援を通じ、農地の保全に取り組む。	各種補助を実施し、農地の保全につながった。
	耕地事業補助金	市内にある農業用施設の改修費等補助等の地元団体へ支援を通じ、農地の保全に取り組む。	各種補助を実施し、農地の保全につながった。

第2章 生活環境

第2章 生活環境

第1節 大気汚染・悪臭

1. 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、大気の汚染に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、主要な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、光化学オキシダント、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について環境基準が定められています。詳細な基準の内容は資料編（P.78）に示すとおりです。

2. 大気汚染の現状と対策

(1) 大気汚染の現状

寝屋川市域における大気汚染の測定は、寝屋川市役所局（本町）、及び成田局（成田町）並びに第二京阪道路沿道の寝屋南局（寝屋南2丁目）及び小路局（小路北町）において実施しています。

寝屋川市役所局・成田局の大気汚染の状況を経年変化で見ると、おおむね横ばい傾向にあります。また第二京阪道路による影響については引き続き監視をしていきます。

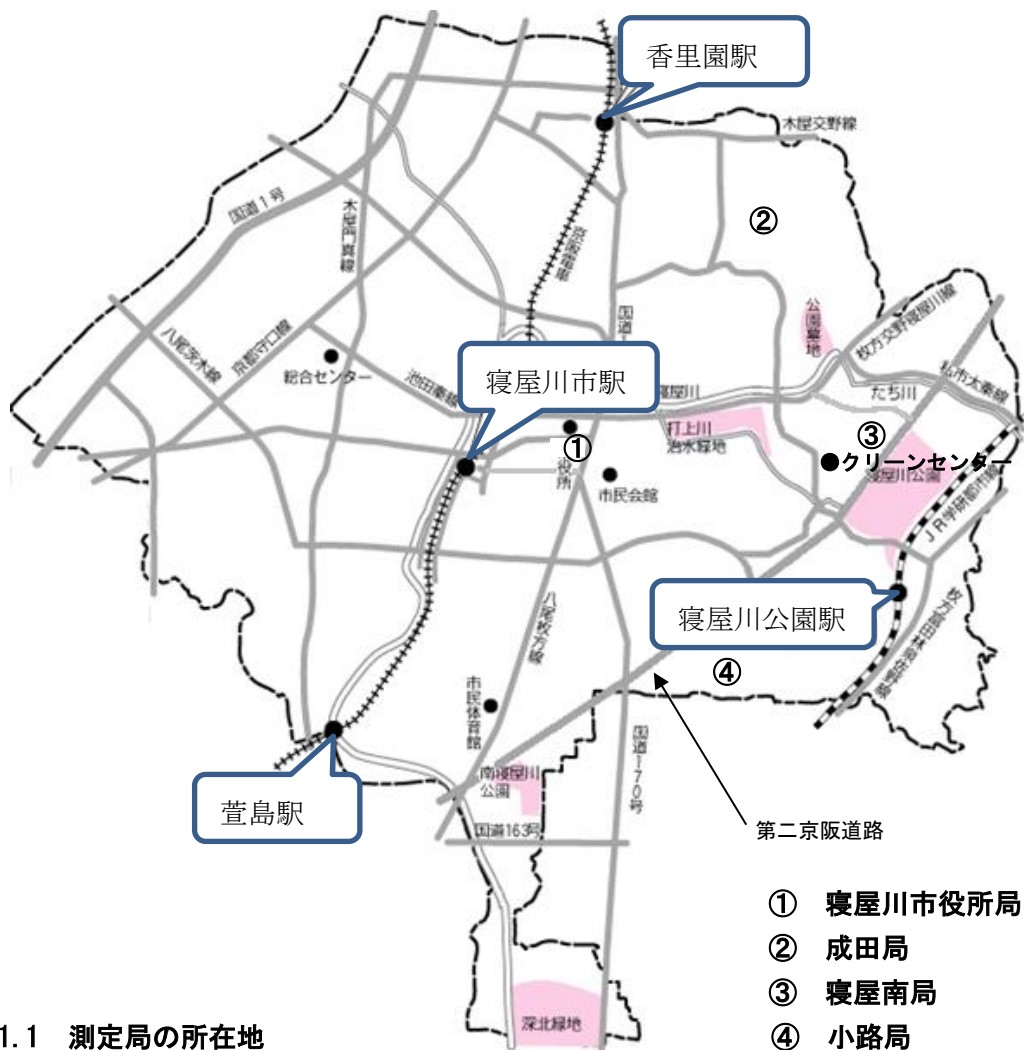


図 2.1.1 測定局の所在地

(2) 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生するばい煙の排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、国民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ることを目的としています。

同法は、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん及び有害物質を発生するボイラー等のばい煙発生施設、気体である有機化合物を排出する塗装施設等の揮発性有機化合物排出施設、粉じんを発生するベルトコンベア等の一般粉じん発生施設及び石綿を排出する作業・発生施設を規制対象としています。

このうち、ばい煙発生施設については施設ごとの排出基準を、さらに一定規模以上の工場・事業場から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物については、総量規制基準を定めています。

一般粉じん発生施設については、構造・使用管理に関する基準を定めています。

また、発ガン性等の有害性が問題とされる物質が大気中から検出され、その長期暴露による健康影響を未然に防止するための有害大気汚染物質対策が求められるようになり、平成8年5月には有害大気汚染物質対策の実施を推進するため、大気汚染防止法が改正されました。

有害大気汚染物質に該当する可能性のある234物質、優先的に取組むべき22物質（優先取組物質）及びトリクロロエチレンをはじめとする、早急に抑制すべき3物質（指定物質）が定められました。

また、平成9年8月の大気汚染防止法施行令改正によりダイオキシン類が指定物質に追加されました。その後、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、指定物質からは外れました。さらに平成22年10月には有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質が248物質、優先取組物質が23物質に見直されました。

アスベストの規制については、平成17年から規制が強化されました。大気汚染防止法施行令および施行規則の改正が平成18年3月に施行され、特定建築材料の追加、作業基準の強化等が定められました。また、平成25年6月の法改正で届出義務者の変更、解体工事等の事前調査及び説明の義務付け等が盛り込まれました。さらに、令和2年6月の法改正により、規制対象を全ての石綿含有建材に拡大するとともに、事前調査結果の報告を義務化する等、対策が一層強化されました。

大気汚染の状況がまだまだ深刻な浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントの原因には様々なものがありますが、揮発性有機化合物（VOC）もその1つで排出規制が平成18年4月1日より開始されました。

VOCの排出を抑制するため自動車からの炭化水素類の排出規制に加え、工場・事業場に設置されVOCの排出量が多く特に規制が必要な「揮発性有機化合物排出施設」も定められました。

(3) 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法に基づく規制に加え、ばい煙（ばいじん、有害物質、揮発性有機化合物）及び粉じん（一般粉じん、特定粉じん）を規制物質と定め、それらを排出する施設に対し、排出基準、設備、構造、使用、管理基準、原料使用基準を定めています。

また、光化学スモッグ発生の原因物質のひとつである揮発性有機化合物の排出を抑制するため、給油施設、ドライクリーニング施設、塗装施設、印刷施設等の施設に対しては、設備基準、原料使用基準を定めています。特に大規模塗装工場に対する揮発性有機化合物の排出に関しては、工場全体の許容排出量を定めています。

アスベストに関しては、届出対象の拡大、作業実施基準の強化等を定めています。

(4) その他

窒素酸化物について、平成24年4月1日から「大阪府における窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン」に基づき、施設の種類や規模に応じた窒素酸化物排出濃度の推奨ガイドライン値が定められています。

3. 光化学スモッグ

光化学スモッグは、工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が太陽光線中の紫外線により光化学反応をおこし、その結果生じる光化学オキシダントが原因で発生するといわれており、特に夏の日差しが強く、気温が高い風の弱い日の日中に発生しやすくなります。

寝屋川市では、大阪府より光化学スモッグ予報等の発令通知を受けた場合に、防災行政無線による一斉通報を行っています。令和3年度の発令回数は、大阪府域については、予報発令3回（東大阪地域1回）注意報発令1回（東大阪地域0回）でした。発令回数の経年変化は資料編（P.89）に示すとおりです。

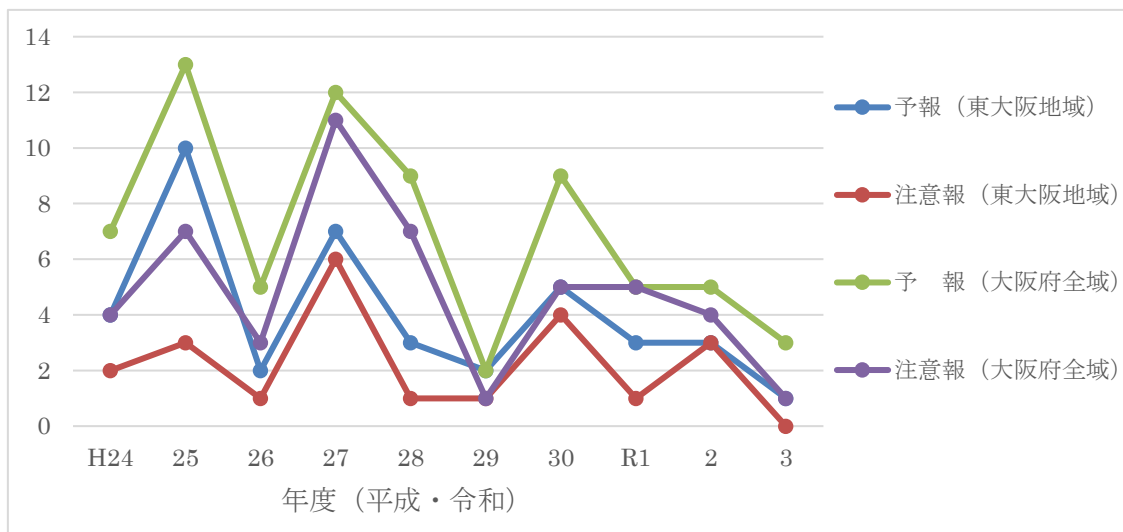


図 2.1.2 光化学スモッグ予報・注意報発令回数

4. 微小粒子状物質

微小粒子状物質（PM_{2.5}）とは、大気中に浮遊する粒径2.5μm以下の粒子をいいます。PM_{2.5}は粒径が非常に小さく人の肺胞まで届いてしまうため、粒径10μm以下の粒子をあらわすSPMよりも害を及ぼす危険性が高いと考えられ、SPMとは別の指標として環境基準が定められています。

寝屋川市では、大阪府から注意喚起情報を受けた場合に、防災行政無線による一斉通報を行っています。令和3年度の発令は、ありませんでした。

5. アスベスト

アスベストは石綿（「いしわた」又は「せきめん」）とも言われ、天然に存在する繊維状の物質です。アスベストは軟らかく、耐熱・対磨耗性に優れているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていました。

しかし、アスベストを多量に吸収すると、15～40年の長期間を経た後に「肺がん」や「中皮腫」を発症するおそれがあると言われており、平成17年6月に石綿使用製品を製造していた工場の周辺に長期間居住していた住民に中皮腫発症者が存在することが公表されたことから、アスベストによる健康被害に対する不安・懸念が高まっています。

WHO（世界保健機構）では、アスベストを肺がん物質と断定し、日本でも大気汚染防止法により、平成元年に「特定粉じん」に指定され、使用制限されるようになりました（吹付け石綿は昭和50年に施工の原則禁止、成形板は平成16年10月に製造禁止）。

令和3年度は、大阪府が府域4地点で大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。各調査地点におけるアスベスト濃度の平均値は<0.056本/Lでした。寝屋川市域での測定は行われていません。

また、アスベストを含む建築材料を使用した建築物や工作物の解体・改造・補修の作業にあたっては、法令によりアスベストの飛散防止措置をとることが規定されています。

令和3年度は21件の一定規模以上のアスベストの解体現場に立入検査を行い、全ての解体現場において、適正に養生や作業が行われていることを確認しました。

世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1本～10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。（※）

（※）WHOの環境保健クライテリア

6. 悪臭

（1）悪臭の現状

悪臭は、人の感覚に直接作用し、嫌悪感を与える物質として、快適さを求める家庭生活に支障を生じさせるものです。また、その感じ方は、その時の天候、気温、湿度あるいは感じる人の気分・体調等により大きく左右され、個人差があります。

（2）悪臭の対策

悪臭の規制については、悪臭防止法に基づいて不快な臭いの原因となり生活環境を損なう恐れのある悪臭物質（アンモニア等の22物質）を指定し、事業活動に伴って発生するこれらの悪臭物質の排出を規制しています。

寝屋川市は、事業場の敷地境界線における規制基準（資料編 P.93）を定め、市内全域を規制対象として指定しています。また、悪臭問題の解決のため、法令等に基づく規制のほか発生工場・事業場に立入検査を行い改善指導に努めています。

7. 苦情・陳情状況

令和3年度における大気汚染・悪臭に関する苦情は、大気24件、悪臭15件で工場・事業場での作業によるものや建物解体作業に伴う粉じんなどがありました。

第2節 水質汚濁

1. 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、水質保全の目標として、公共用水域の水質について達成し維持することが望ましい基準を定めたものであり、国は環境基本法第16条に基づき、水質汚濁について、人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康項目」という。）と生活環境の保全に関する環境基準（以下「生活環境項目」という。）の二つを定めています。

健康項目は、原則、全公共用水域及び地下水につき一律に定められていますが、生活環境項目は、河川、湖沼、海域ごとの利用目的に応じた水域類型を設けてそれぞれ基準値を定め、各公共用水域について水域類型の指定を行うことにより水域の環境基準が具体的に示されています。詳細な基準の内容は資料編（P.94～）に示すとおりです。

2. 水質汚濁の現状と対策

寝屋川市には、市名の由来である代表的な河川として寝屋川があり、その他に古川等が流れています。また、大小さまざまな水路は、かつては農業用水路として縦横に流れており、身近な水辺として親しまれていましたが、宅地や工場の増加、農地の減少とともに、工場排水や生活排水による汚濁が進み、悪臭が発生し、そのため下水溝のようになってしまったものや道路拡幅のために暗渠になってしまったものもあります。

以前は、水質汚濁の大部分は工場からの排水が占め住宅街の中を流れる小さな水路などはコンクリートで囲われているところが多いため自然浄化能力が減少し、水質汚濁に拍車をかけていましたが、工場・事業所に対する規制の強化や公共下水道の普及にともなって河川や水路の水質は大幅に改善されてきています。

同時に生活排水等が下水管に流されるため、水路等の水量が減少してきており、本来の水辺としての役割を果たさなくなってきましたが、一部の水路や河川ではコイやフナ、そのほかの水生生物が見られるようになってきました。

（1）寝屋川市内の河川・水路

① 寝屋川

寝屋川は寝屋川市から門真市、大東市を経て大阪市へと流れています。市では昭和46年度から水質汚濁調査を開始し、水質汚濁防止法政令市となった平成11年度から萱島橋で調査回数を増やし年12回行っています。

令和3年度は、萱島橋（環境基準点）において、大腸菌群数以外の生活環境項目及び健康項目が環境基準値以下でした。また、清水橋（準基準点）において、水素イオン濃度及び大腸菌群数以外の生活環境項目及び健康項目が環境基準値以下でした。

② 古川水路及び古川

寝屋川市から門真市を経て大阪市に入り寝屋川と合流します。水質改善のため、寝屋川の水を浄化用水として引き込んでいます。

③ 幹線水路

農業用水などとして使用するため、淀川より水を引き入れています。この水路に排出する工場・事業場は少なく、水質は良く、下流は守口市を経て大阪市に至ります。

④ 友呂岐水路

友呂岐水路は本市南端で寝屋川に合流する水路で、典型的な都市型水路で周辺に住宅も多く、下水道の整備が他の地域に比べて遅れていたため、工場排水より生活排水による水質汚濁が際立っていましたが、公共下水道の整備に伴い、水質は急速に改善されております。

(2) 地下水

地下水は、温度が一定で清浄な水であることから飲用に利用されるなど身近な水資源として住民に親しまれ、都市用水等として重要な役割を果たしています。また、地層の隙間を流れているため、地表水に比べ流れが遅いという特性があることから、いったん汚染されるとその浄化が非常に困難となります。そのため、地下水汚染の未然防止を図る観点から、法改正等種々の施策が行われています。

平成元年6月に地下水汚染の未然防止を図るため、水質汚濁防止法の一部改正が行われ、新たにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが有害物質に追加され、有害物質を含む水の地下浸透禁止及び地下水質の常時監視が規定されました。次に、平成5年に水質汚濁に係る環境基準に15項目が追加されたことにより、地下水の監視について23項目の評価基準が定められ、平成9年3月に評価基準から地下水環境基準となりました。また、平成8年の水質汚濁防止法の改正により地下水を汚染した者に対する地下水浄化措置命令が規定され、地下水浄化に関して法的な規制がかかることになりました。

さらに、平成11年に3項目、平成21年に2項目が追加され、地下水に関する環境基準は28項目となり、平成23年10月にはカドミウムの、平成26年11月にはトリクロロエチレンの基準が強化されました。

大阪府では、地下水の水質の概況を把握するため地下水使用箇所です定期的に地下水の水質調査を実施しており、本市においても実態把握するために同様の調査を行っています。地下水調査には、地下水の水質概況を把握し長期的な経年変化を見るために実施する概況調査と、様々な調査により発見された汚染についてその範囲を確認するために実施する汚染井戸周辺地区調査があります。また、確認された汚染の継続的な監視等経年的なモニタリングとして定期的に実施する継続監視調査があります。

令和3年度は、大阪府が定める「地下水質測定計画」に基づき1地区において、地下水の水質汚濁に係る環境基準27項目等の概況調査を行った結果いずれも環境基準値以下でした。

継続監視調査については、過去に木田元宮地区、出雲町地区及び打上新町地区において、揮発性有機化合物による地下水汚染がそれぞれ判明したため、「大阪府地下水質保全対策要領」に基づき、寝屋川市・大阪府保健所等による「地下水質汚染地区対策会議」を設置し、環境省「土壌・地下水汚染に係る調査対策指針」に従い汚染井戸周辺地区調査等を行いました。調査の結果、周辺への汚染の広がりが無いことが確認されました。現在、各地点において、地下水汚染状況を継続的に監視するための調査を年2回実施しています。令和3年度は、打上新町地区の1,1,2-トリクロロエタン以外の調査結果はいずれも環境基準値以下でした。

これらの詳細な調査結果は、資料編(P.104)に示すとおりです。

(3) 河川水路汚濁調査

昭和45年4月21日に水質汚濁に係る環境基準が閣議決定され、同年9月1日には淀川、大和川、寝屋川等府内の主要20河川について水域の類型指定が行われました。本市では、この環境基準の設定に伴い、その後の水質の改善状況を把握するため、昭和46年度から水質汚濁防止法第15条の規定に準じ水質汚濁調査を行っています。

① 河川水路汚濁調査結果

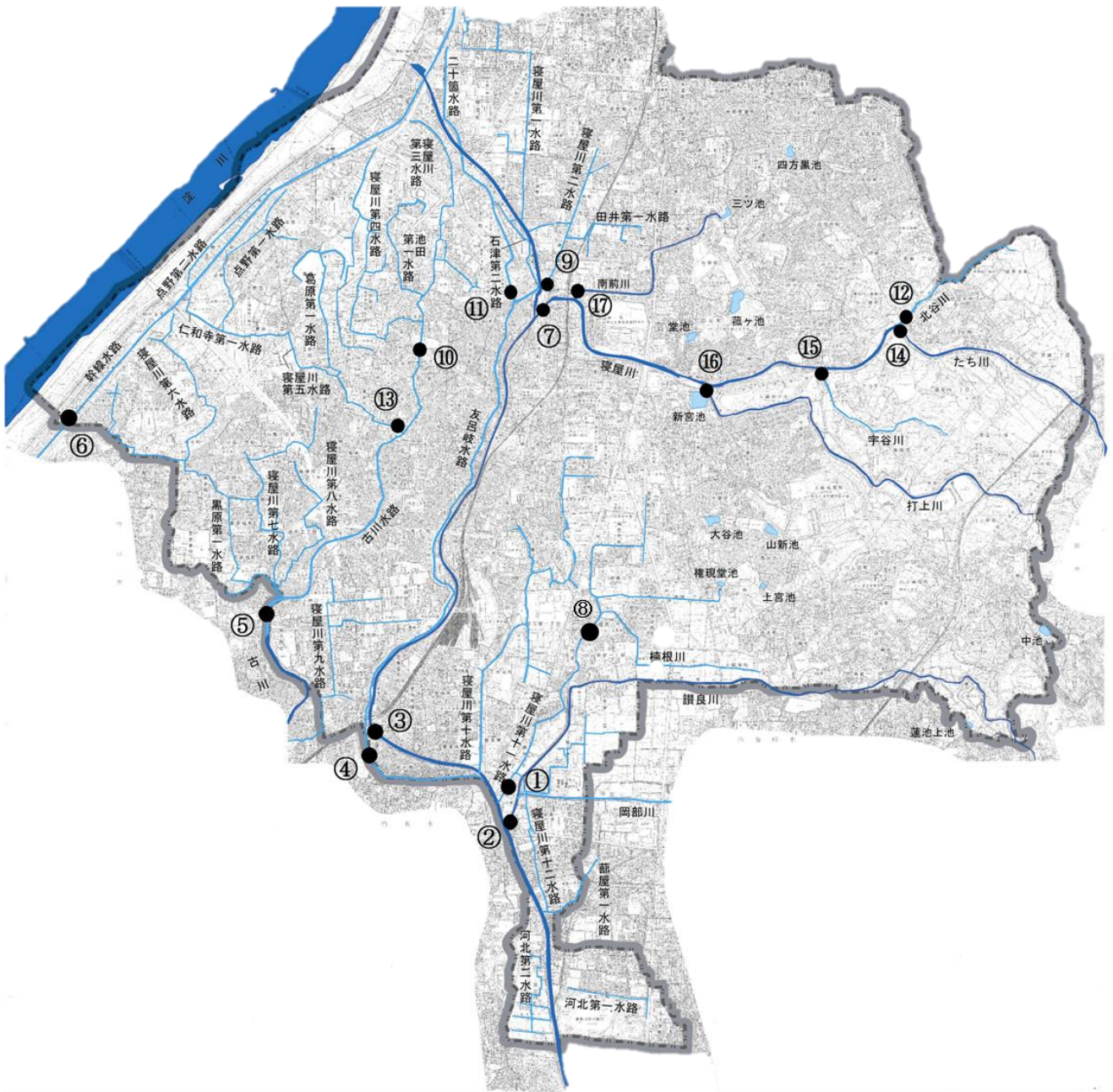
図2.2.1に示す17地点において、以下に示す回数で調査しました。生活環境項目の環境基準達成状況については、表2.2.1のとおりです。

萱島橋（環境基準点） 年12回（毎月1回）、1日で6時間ごとに4回採水
清水橋（準基準点） 年4回（5・8・11・2月）、1日で6時間ごとに4回採水
その他の地点（市独自調査地点 15地点）
年4回（5・8・11・2月）、1日に1回採水

② 河川水路汚濁調査結果の経年変化

寝屋川水系（萱島橋・清水橋）と古川水系における、水質汚濁に係る代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の経年変化は図2.2.2及び図2.2.3に示すとおりです。

各河川水路における水質汚濁については、工場・事業場等の排水規制や公共下水道の普及に伴い改善の傾向を示してきましたが、近年は横ばい傾向です。詳細な調査結果は資料編（P.98～）に示すとおりです。



河川・水路名	調査地点名	河川・水路名	調査地点名
1 寝屋川第11水路	太平ポンプ場前橋	10 古川水路	池田秦線交差地点
2 讚良川	堀溝1号橋	11 二十箇水路	上外島橋
3 寝屋川	萱島橋	12 北谷川	寝屋川基点直前
4 友呂岐水路	新佐伯橋	13 寝屋川第5水路	古川水路合流直前
5 古川	大久保神田橋	14 たち川	寝屋下橋
6 幹線水路	天神橋	15 宇谷川	寝屋川合流直前
7 寝屋川	清水橋	16 打上川	観音橋
8 楠根川	木掘橋	17 南前川	桜幸橋
9 友呂岐水路	友呂岐水路橋		

図 2.2.1 河川水路汚濁調査地点

表 2.2.1 環境基準点・準基準点における生活環境項目の環境基準達成状況

※ 環境基準は水域の利用目的に対応して類型が設けられています。表中の2地点は大阪府知事によりB類型・生物Bに指定されています。

河川水路	項目	水素イオン濃度		生物化学的酸素要求量			浮遊物質量		溶存酸素量		全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
		pH (指数)		BOD (mg/L)			SS (mg/L)		DO (mg/L)		(mg/L)		(mg/L)		(mg/L)	
		m/n	平均	m/n	平均	75%値	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
3	寝屋川 萱島橋	0/48	7.0	1/12	1.6	2.0	0/12	4	0/12	9.6	3/12	0.024	0/4	<0.00006	0/4	0.0023
7	寝屋川 清水橋	5/16	8.4	0/4	1.7	1.7	4/4	5	0/4	12	0/4	0.004	0/2	<0.00006	0/2	0.0012

※ m / n = (環境基準に適合しなかった検体数) / (総検体数)

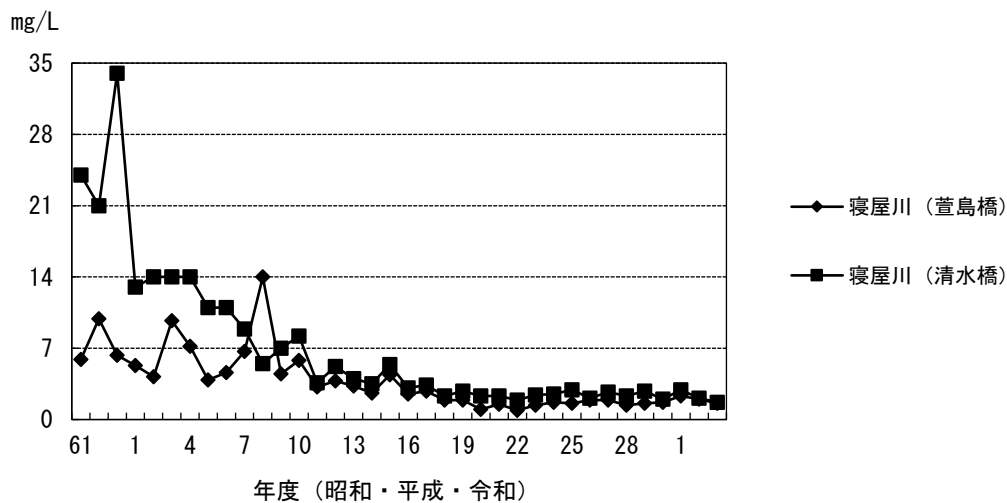


図 2.2.2 寝屋川における生物化学的酸素要求量（平均値）の推移

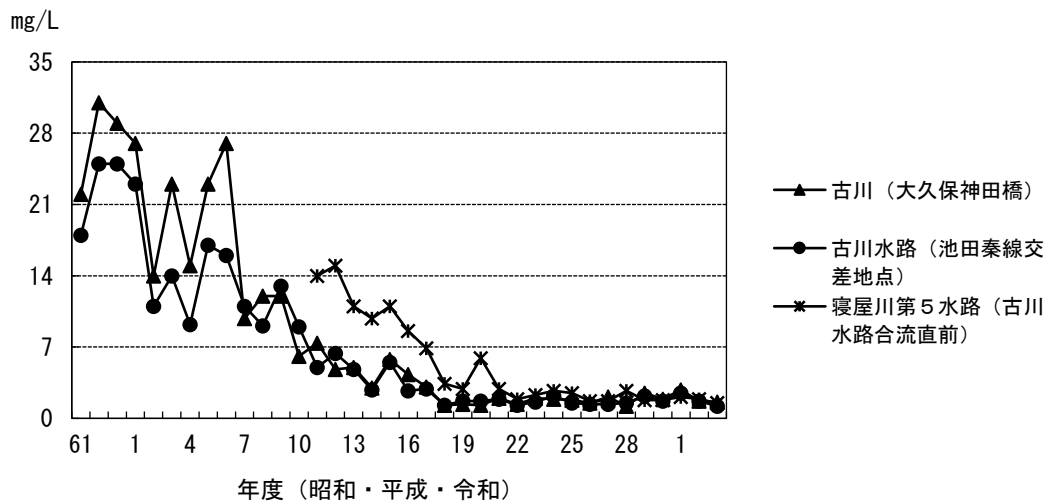


図 2.2.3 古川水系における生物化学的酸素要求量（平均値）の推移

(4) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法は、水質悪化を招く汚水・廃液や有害物質を排出する施設や有害物質を貯蔵する施設を特定施設として定め、事前届出制としています。また、これらの施設をもつ工場・事業場(特定事業場)から公共用水域への排水水についても規制を行っています。

水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量等については、日平均排水量が 50 m³以上(大阪府域の場合は、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例により 30 m³以上に対象範囲を拡大)の特定事業場からの排水に関して排水基準が適用されます。ただし、鉛、ヒ素等の有害物質については、特定事業場からの排水量に関係なく排水基準が適用されます。

さらに、日平均排水量 50 m³以上の特定事業場については、濃度規制に加えて化学的酸素要求量について「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」に基づいて総量規制を行っています。また、平成 16 年 4 月 1 日から「化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量に係る総量削減計画」に基づき窒素含有量及び磷含有量についても総量規制を行っています。

(5) 瀬戸内海環境保全特別措置法による規制

瀬戸内海環境保全特別措置法は、瀬戸内海の水質保全を目的とした時限立法であったものが昭和 53 年 6 月に恒久法制化され、現在に至っています。

この法律は、日最大排水量 50 m³以上の工場・事業場が特定施設の新設、増設または構造等変更を行う場合に許可制を採用しており、許可申請時に排水量・汚濁物質等が環境に与える影響について、事前評価を義務付けています。

(6) 大阪府生活環境の保全等に関する条例による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例は、地域の特性を考慮し、政令で定める基準に従い水質汚濁防止法に基づく特定施設のほか、届出施設として規制対象施設を追加し、さらに規制項目や排水基準を強化しています。

表 2.2.2 水質汚濁に関する法・条例の適用関係

	特定事業場	届出事業場
	水質汚濁防止法に係る特定施設	大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る届出施設
日最大排水量が 50 m ³ /日以上	瀬戸内海環境保全特別措置法 許可制	大阪府生活環境の保全等に関する条例 届出制
日最大排水量が 50 m ³ /日未満	水質汚濁防止法 届出制	

※ 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令第 4 条の規定で「下水道終末処理施設」、「地方公共団体が設置するし尿処理施設」、「地方公共団体が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業の用に供する廃油処理施設」については、日最大排水量に関らず、水質汚濁防止法適用事業場である。

3. 苦情・陳情状況

令和3年度における水質汚濁に関する苦情は12件で、工場・事業場から河川への油流出によるものなどがありました。

第3節 騒音・振動

1. 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として環境基準が定められ、一般地域（道路に面しない地域）及び道路に面する地域のそれぞれについて、地域の類型・地域の区分及び時間の区分ごとに基準値が定められています。具体的な基準の内容は資料編（P.107～）に示すとおりです。

2. 騒音の現状と対策

（1）環境騒音測定調査

令和3年度は、道路に面しない地域（一般地域）24地点において昼間・夜間で各2観測時間の測定を行い、また道路に面する地域8地点において昼間・夜間の基準時間帯の騒音レベル測定を行い、併せて昼間・夜間の交通量調査（10分間交通量）を行いました。騒音レベルの測定調査結果は、道路に面しない地域で、2地点が夜間の環境基準の超過がみられました。詳細な調査結果は資料編（P.114～）に示すとおりです。

（2）第二京阪道路自動車騒音・交通量調査

平成22年3月に第二京阪道路が開通したことに伴い、その影響をみるため市内2地点にて騒音及び交通量の測定を行っています。令和3年度は騒音・交通量とも24時間の連続測定を春季（5月中旬）・秋季（11月中旬）の2回行い、測定結果はいずれも環境基準以内でした。経年変化は資料編（P.117）に示すとおりです。

（3）騒音・振動苦情の現状

騒音・振動問題は、各種公害の中で比較的日常生活と密接な関係を持っており、特に騒音は苦情の中でも多くを占めています。

工場・事業場からの騒音・振動、建設作業に伴う重機等による騒音・振動のほか、近年においては飲食店などのカラオケ等騒音が問題となっており、苦情件数が減少していないのが現状です。また、家庭の日常生活から生じる生活騒音（クーラーの室外機、ペットの鳴き声、テレビの音等）も社会問題となっています。

① 工場・事業場からの騒音・振動

主に製造業の工場・事業場から発生する、金属加工機械、空気圧縮機、送風機などが原因となるもので、騒音規制法・振動規制法では届出の必要な施設を特定施設として指定し、規制基準を定めていますが、大阪府内においては大阪府生活環境の保全等に関する条例により、届出の対象となる施設を追加し、またすべての事業場を騒音・振動規制の対象としています。最近では、工場跡地を開発してできた住宅地から、元々隣接していた工場・事業場に対する騒音・振動の苦情が寄せられるなど、住工混在した地域が主な発生源となっています。

② 建設作業の騒音・振動

建設工事には、建築工事、土木工事、解体工事等があり、ショベル系掘削機等重機を使用する作業に伴い発生する騒音・振動が問題となっています。

建設工事は、騒音規制法・振動規制法においては一過性であることを考慮し、特定建設作業の指定と騒音・振動の大きさ、作業時間の制約等により環境保全を行うとしています。

が、実際には騒音・振動レベルが規制基準より小さくても苦情が発生することが多くあります。また、立地条件により防止策に限界があり、衝撃的な音源が多く、音源の移動や連続性、間欠性、不規則性があり、重機のオペレーターに左右されることもあります。

③ 生活騒音

日常生活において発生する音で「うるさい」と感じると生活騒音となります。主に感覚的、心理的なものであり、クーラーの室外機の音、ペットの鳴き声、マンションの給排水の音など一般家庭から生じる音は、お互いが加害者又は被害者になり、感情的なトラブルが原因となるケースが多く、日常生活のルールづくりが生活騒音の防止につながります。

また、原因のほとんどが法・条例で規制できるものでないため解決が困難であり、近隣同士での話し合いや、自治会等に相談をするようお願いしています。

④ カラオケ騒音

飲食店などのカラオケ等騒音については、大阪府生活環境の保全等に関する条例で午後11時から翌日の午前6時までカラオケなどの音響機器の使用を禁止しています。苦情が発生した加害店舗については深夜のパトロールを行い、音量及びカラオケの使用時間帯の調査をし、立入指導、あるいは文書による指導、店舗の改善等の指導を行っています。

⑤ 低周波音

人間の耳に聞こえる音の周波数は20～20,000 Hzといわれています。

普通の騒音ではこの範囲ですが、1～20 Hzの耳に聞こえない低い周波数の騒音が超低周波音です。

通常は100 Hz以下の騒音は低周波音と呼ばれ、両者を共にして低周波音としています。低周波音の発生源は多種多様であり、工場・事業場、交通機関などからの低周波音が観測されており、さらに生活環境中においても車の走行や空調機の室外機による低周波音が観測されています。主なものでは、大型の送風機、空気圧縮機、ボイラー、ディーゼルエンジン、ヒートポンプ式給湯器などがあります。

低周波音は、耳に聞こえない分厄介で理解されにくく、普段身の回りに存在するものが多いため気付かれることは少ないですが、家屋の構造や、個人の低周波に対する敏感さで気付くことがあります。

低周波音の人の健康に及ぼす影響については、一般に頭痛、不眠、イライラ、耳鳴り、胸の圧迫感によるめまい、吐き気、その他動悸などの自覚症状があり、心理的にも影響を与えます。

(4) 工場・事業場に係る騒音・振動の規制

昭和43年6月に騒音規制法が、昭和51年6月に振動規制法が制定され、特定施設を設置する工場・事業場から発生する騒音・振動の基準が定められています。大阪府生活環境の保全等に関する条例では、工業専用地域の一部を除く地域を規制地域として届出の拡大を図るとともに、全ての工場・事業場から発生する騒音・振動を規制しています。

(5) 特定建設作業

建設作業のうち、特に騒音・振動の大きいくい打ち機・削岩機・バックホウなどを使用する作業については、騒音規制法、振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例で特定建設作業として規制しており、これらの作業について騒音・振動の大きさや作業時間などについて規制基準が定められています。

(6) 自動車騒音・道路交通振動

自動車の運行に伴って発生する騒音・振動については、騒音規制法及び振動規制法で、限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、市町村長は公安委員会に対し当該道路の修繕などの措置を要請できると規定されており、その限度となる基準が定められています。

3. 苦情・陳情状況

令和3年度における騒音・振動に関する苦情は、騒音54件、振動10件で、建築工事や解体作業によるもの、工場・事業場での作業によるものなどがありました。

市では、公害苦情を減らすために市内のパトロール等を実施し、騒音等で苦情が発生した事業場の調査や指導を行い、再発防止に取り組んでいます。また、解体工事等で重機を使用する場合は届出が必要であり、届出時に騒音等の苦情が発生しないよう指導しています。

第4節 土壤汚染

土壤汚染は、事業活動などに伴うばいじん・工場排水などを通じて有害物質が土壤中に蓄積することのほか、廃棄物の埋立等により有害物質が直接土壤に混入する場合に発生します。

一旦、重金属などで汚染が発生すると土壤中で自然に分解することなく残留し、農作物の汚染や地下水汚染の原因となります。また、トリクロロエチレンなどの有機塩素系化合物による土壤汚染が原因となる地下水汚染も問題となってきました。

そこで、平成3年8月23日「土壤の汚染に係る環境基準」が重金属等10項目について定められ、さらに平成6年2月21日環境庁告示によって土壤環境基準項目が追加され、25項目になるとともに、鉛と砒素についての基準が強化されました。

平成14年5月には、25項目の特定有害物質を調査対象物質とした「土壤汚染対策法」が公布され、平成15年2月15日施行となりました。土壤汚染対策法は、有害物質を使用している工場・事業場において土壤汚染の有無が不明なまま放置され、住宅や公園のような不特定の人が立ち入る土地利用に供せられることによって生じる、人への健康被害を防ぐことを目的としています。

大阪府では「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を改正し、土壤汚染に関する規制等の規定を追加して平成16年1月1日から施行されました。

これまで、「土壤汚染対策法」の特定有害物質は25物質を指定していましたが、平成29年4月1日にクロロエチレン（別名：塩化ビニルモノマー）が追加され26物質となり、平成31年4月1日に特定有害物質のシス-1・2-ジクロロエチレンが、1・2-ジクロロエチレン（シス-1・2-ジクロロエチレンとトランス-1・2-ジクロロエチレンの和）に、四塩化炭素の分解生成物としてジクロロメタンの追加等が改正されました。

また、法律の改正にあわせて「大阪府生活環境の保全等に関する条例」も改正され施行されました。

具体的な基準の内容は資料編（P.121～）に示すとおりです。

土壤汚染に関する指定区域台帳は環境保全課で閲覧できます。

第5節 ダイオキシン類

1. ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼びます。ダイオキシン類は毒性が強い化学物質ですが、PCDDには75種類、PCDFには135種類、コプラナーPCBには13種類の異性体があり、それらの毒性が異なるため、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1として、毒性等価係数(TEF)を用いて2,3,7,8-TCDDの毒性に換算し、その毒性の強さを毒性等量(TEQ)として表示します。主に発ガン性、生殖毒性、催奇形性、環境ホルモン様作用など幅広い毒性を持つことがわかっています。

ダイオキシン類による環境汚染は、大気、水、土壌等の複数の環境媒体にまたがる問題であり、健康への影響を未然防止する観点から総合的な検討を進める必要があります。

ダイオキシンの発生は、大半が燃焼工程からのものですが、有機塩素化合物の生産過程や廃棄物の焼却過程で非意図的に生成されるので、その発生源は多岐にわたっています。

主な発生源はごみ焼却施設、金属精錬施設などです。

2. ダイオキシン類対策特別措置法による規制

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去等を図り、国民の健康を保護することを目的としてダイオキシン類対策特別措置法が制定され、そのための施策の基本とすべき基準や、ダイオキシン類を発生する施設に係る排出基準などが定められました。具体的な基準の内容は資料編(P.124)に示すとおりです。

3. ダイオキシン類測定調査

(1) 大気中のダイオキシン類

大気環境中のダイオキシン類濃度について、成田局のある中央高齢者福祉センターで調査した結果、環境基準値を下回っていました。測定結果は資料編(P.124)に示すとおりです。

(2) 河川・地下水中のダイオキシン類

寝屋川の水質および底質のダイオキシン類濃度について、南水苑橋で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。また、地下水質について、市内1地点で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。測定結果は資料編(P.125)に示すとおりです。

(3) 土壌中のダイオキシン類

土壌中のダイオキシン類濃度について、寝屋川市が資料編(P.125)に示す3か所の公園で調査した結果、いずれも環境基準値を下回っていました。測定結果は資料編(P.125)に示すとおりです。

※第3次寝屋川市環境基本計画
「生活環境」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
良好で安全な生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境美化の推進 ● 建築物等の規制と誘導 ● 空き家対策の推進 ● 良好な都市景観の保全と形成
環境保全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大気汚染、水質汚濁等の状況の監視 ● 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の対策 ● 石綿（アスベスト）の飛散防止 ● 騒音、振動、悪臭等の苦情対策

第3次環境基本計画 進捗管理（令和3年度）

4.2 生活環境（基本計画P35-39）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
工場・事業場の事業活動に伴う苦情の解決割合	95.3%	94.6%	100.0%
空き家流通に係る所有者等同意取得者数	—	30件	220件

目標達成のための指標	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
工場・事業場に対する立入検査件数	60事業場	32事業場	維持
地区計画の地区数	30地区	30地区	増
景観届出件数	33件	34件	増
石綿（アスベスト）の飛散防止に係る立入検査件数	10件	21件	増

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
良好で安全な生活環境の保全	地区計画の決定	地域特性に応じた地区計画を決定し、計画的なまちづくりを進める。	地区計画の決定及び活用等により、良好で安全な生活環境の保全に資することができた。
	寝屋川市景観計画に基づく景観重点地区の拡充	花と緑と水辺を活かした景観形成を進めるとともに、ランドマーク的要素を持てるような駅周辺整備や、公共施設整備などを推進する。	都市計画事業等の進捗に併せて、順次、景観重点地区の指定拡充に向けた取組を行い、良好な景観、まちづくりに貢献している。

環境保全対策の推進	大気の汚染の状況の監視	大気汚染防止法に基づき、大気汚染の状況を監視するとともに、光化学オキシダント注意報発令時には、防災無線による市民への周知を行う。	大気汚染の状況の監視を行った。併せて、測定結果について、HPにて公表した。また、光化学オキシダントの注意喚起体制は整えたものの、注意報・警報を発令する基準を超過する日が無かったため、市民への周知は行わなかった。
	公共用水域及び地下水の水質の状況の監視	水質汚濁防止法に基づき、市内の主要な河川、水路、地下水の水質の監視を行う。	市内の主要な河川、水路、地下水の水質の監視を行った。また、測定結果については、HPにて公表した。
	環境騒音や道路交通騒音及び振動の状況の監視	騒音規制法及び振動規制法に基づき、市域の環境騒音や道路交通騒音及び振動の監視を行う。	市域の環境騒音や道路交通騒音及び振動の監視を行った。また、測定結果については、HPにて公表した。
	ダイオキシン類による汚染の状況の監視	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、土壌、河川水質、河川底質、地下水質について、ダイオキシン類の監視を行う。	大気、土壌、河川水質、河川底質、地下水質についてのダイオキシン類濃度調査を行った。また、測定結果については、HPにて公表した。
	工場・事業場に対する立入検査の実施	大気汚染防止法等の関係法令に基づき、有害物質を使用している等の一定の環境リスクがあると考えられる工場・事業場に対して計画的に立入検査を行い、関係法令の遵守徹底を指導する。	令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面での指導を要する工場・事業場への立入検査は控えた。そのため、全72件の工場・事業場のうち、32件への立入検査の実施とし、関係法令の遵守徹底を指導することで、公害の未然防止につなげた。
	騒音等苦情の発生源に対するパトロール・指導	騒音等苦情の速やかな解決に向け、苦情が発生している地域を対象とするパトロールや、騒音規制法等の関係法令に基づく原因者に対する規制・指導を行う。	令和3年度においては、苦情発生地域へのパトロールや原因者に対する規制・指導を行い、130件発生した苦情のうち、123件を解決することで、市民の生活環境保全に寄与した。
	石綿含有建材を含む建築物の解体等工事への立入検査	特定粉じん排出等作業実施届出が提出された現場のうち、石綿の飛散リスクが高いと想定される現場等に対して立入検査する。また、廃棄物となった石綿含有建材が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適正に処理されるよう指導する。	令和3年度においては、石綿の飛散リスクが高いと想定される21現場に対する立入検査を実施した。併せて、上記以外の解体等工事現場、12現場に対してパトロールを実施したことで、石綿飛散の未然防止につながった。

第3章 循環型社会

第3章 循環型社会

第1節 一般廃棄物

1. ごみ減量・資源化の推進

国において、廃棄物・リサイクル対策を総合的・計画的に推進するため、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとした、リサイクル関連法等を制定するなど、循環型社会の構築に向けた法整備が行われてきました。

本市においても、ごみの発生抑制・再使用・資源化をさらに推進するため「寝屋川市一般廃棄物処理基本計画」に基づき4R（※）の啓発・周知に努めるとともに、市民・事業者・行政が自らの役割と責任を果たし、協働して取り組み、ごみの発生抑制・分別収集の徹底等、ごみの減量化を推進していきます。

（1）一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

本市では、平成23年（2011年）3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、一般廃棄物の処理に関する方向性を示してきました。一方、少子・高齢化の進行や人口減少、安全・安心なまちづくりへの関心の高まりなど、社会情勢は大きく変化してきました。また、大型台風やゲリラ豪雨、猛暑日の増加など、身近なところに気候変動の影響が現れており、平成27年（2015年）には温室効果ガスの大幅削減を目標としたパリ協定が採択されました。さらに同年、気候変動、資源の枯渇、自然破壊、貧困や不平等・格差等の様々な問題の根本的解決に向け、「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されています。

また、令和元年（2019年）末に発生した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、外出や経済活動の自粛等により、国民一人一人のライフスタイルに大きな変化をもたらしています。

このように、ごみを処理することだけでなく、安全・安心を基盤として、経済・社会・環境を統合的に向上させるマルチベネフィットの創出に向けた取組を総合的かつ計画的に推進していくことが求められる中、前計画の改定時期であり、前計画策定後の一般廃棄物関連施策の推進に伴う社会情勢の変化を踏まえて、令和3年3月に計画を改定しました。

【基本理念】

持続可能な循環共生型のまち ねやがわ

～ みんなでとりくむ、ごみの排出抑制、循環的な利用の推進 ～

【基本方針】

“もったいない”による4Rの深化

“もったいない”を合言葉に一人一人がライフスタイルの見直しを行い、ただ減量するのではなく、資源化可能物（古紙やプラスチック類、食品残渣など）の確実な資源化、質の高い資源化をめざします。

Refuse(リフューズ：断る)、Reduce(リデュース：発生抑制)、Reuse(リユース：再使

用)、Recycle(リサイクル：再生利用)の4Rを推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」をめざします。

安全・安心なごみ処理の推進

排出抑制、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、安全かつ安心なごみ処理を行います。また、適正処理を図りつつ、エネルギー回収を積極的に行い、循環型社会に寄与する「環境にやさしいごみ処理」をめざします。

さらに、今後も起こりうる大規模災害や全国的な感染症の蔓延等の非常事態においては、その事態に対応した排出ルールの徹底や確実な収集・運搬及び処理により、ごみの衛生的処理と公衆衛生の向上が実現されるよう、平時から体制を構築します。

責任と役割に応じた行動の推進

廃棄物処理法において、国民（市民）・事業者・行政の責務が定められています。市民・事業者・行政が同じ目的意識を持って、三者が有機的に繋がることにより、相乗効果をもたらし、「循環共生型のまち」の実現をめざします。

- ※ 4Rとは、Refuse（リフューズ）、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字をとった言葉であり、環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会の形成を推進するための標語です。

Refuse：不要なレジ袋などを受け取らないこと

Reduce：長持ちする物を買うなどしてごみを減らすこと

Reuse：使わなくなったものを捨てずに再使用すること

Recycle：再資源化して利用すること

【ごみ減量化目標】

目標の設定年度

目標年度：令和12年度（2030年度）

中間目標年度：令和7年度（2025年度）

基準年度：令和元年度（2019年度）

表 3.1.1 一般廃棄物処理基本計画の減量化・再資源化目標値

項目	令和元年度 (2019年度) 実績	令和12年度 (2030年度) 目標値	削減量・率
ごみ総排出量	71,771 t	59,051 t	-12,720 t (-17.7%)
ごみ総排出原単位	845.1g/人・日	752.4g/人・日	-92.7g/人・日
家庭系ごみ	48,840 t	41,632 t	-7,208 t (-14.8%)
事業系ごみ	17,109 t	13,345 t	-3,764 t (-22%)
リサイクル率	21.3%	27.4%	+6.1%
焼却処理量	55,312 t	46,212 t	-9,100 t (-16.5%)

- ※ ごみ総排出原単位とは、市民1人1日当たりのごみ排出量を示すもので、総排出量÷人口÷365日（閏年は366日）より求められ、単位は、g/人・日で表します。
- ※ ごみ総排出量は、資源集団回収量を含んだ数値で算定。
- ※ 各年度の人口は、10月1日の数値で算定。

本市におけるごみの排出量は年々減少傾向にあり、令和3年度におけるごみ排出量（資源集団回収除く）は64,118t、資源ごみの回収量は、ほぼ横ばい傾向にあり、令和3年度における回収量は10,538tでした。また、リサイクル率は21.3%でした。

表 3.1.2 ごみ排出量の推移

(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
資源集団回収	5,822	5,032	4,763
家庭ごみ	48,840	49,313	48,097
可燃ごみ	33,828	33,339	32,771
不燃ごみ	4,170	4,684	4,212
資源ごみ	10,142	10,634	10,538
臨時ごみ	700	656	576
事業系ごみ	17,109	16,100	16,022
可燃ごみ	16,902	15,921	15,857
資源ごみ	207	179	165
リサイクル率(%)	21.3	21.2	21.3
合計(資源集団回収除く)	65,949	65,413	64,118
合計(資源集団回収含む)	71,771	70,444	68,882

※詳細は資料編P133

表 3.1.3 ごみ排出量原単位の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人口（人・各年10月1日現在）	232,050	230,738	229,138
家庭系ごみ排出量原単位（g/人・日）	643.6	645.3	632.0
事業系ごみ排出量原単位（g/人・日）	201.4	191.1	191.6
ごみ総排出量原単位（g/人・日）	845.1	836.4	823.6

※四捨五入により合計が合わない場合があります。

（２）リサイクル関連法への対応

① 容器包装リサイクル法

平成12年4月に完全施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、平成11年1月からペットボトル、平成14年1月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始してきましたが、平成20年4月から古紙・古布を新たな収集区分に加えるとともに、北河内4市リサイクルプラザの稼働に伴い、ペットボトルとプラスチック製容器包装を同一袋収集に変更しました。

② 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）がスタートしました。この法律では特定の家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）がリサイクルの対象となっており、廃棄物処理をせず、メーカーにより再資源化することを義務付けています。

2. 具体的な取組

（１）蛍光灯・スプレー缶拠点回収

蛍光灯についてはその再生利用やリサイクルを図るため、またスプレー缶については残留ガスの噴出による収集車両の火災事故を未然に防ぐために、平成12年8月から地域毎に回収箇所を設置し、拠点回収を実施しています。

（２）小型家電のボックス回収

使用済小型家電の適正処理とリサイクル及び最終処分量の減量化を図るために、平成30年7月からボックス回収を実施しています。

（３）小型充電式電池のボックス回収

小型充電式電池の適正処理とリサイクルを図るために、令和元年5月からボックス回収を実施しています。

（４）フードドライブ

食品ロスの削減や食品の有効利用を目的として、家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設等に寄付するボランティア活動であるフードドライブを、平成30年5月から期間限定で実施しています。令和3年度は、10月1日（金）から31日（日）まで

実施し、約 290 kgの食品が集まりました。

(5) 雑紙・ペットボトルキャップ回収事業

ごみの減量やリサイクルを促進するため、市立小中学校に雑紙・ペットボトルキャップの回収ボックスを設置し、生徒・児童から各家庭の雑紙などの回収を呼びかけ、デザート等で還元する事業を令和2年10月から実施しています。

(6) 資源集団回収活動報奨金交付制度

自治会・子ども会等の団体が自主的に行う資源回収活動に対し、報奨金を交付することにより活動を支援し、市民一人ひとりがごみ問題に対する意識の向上とごみの減量及び資源化を促進していくための制度です。資源集団回収量は次の表に示すとおりです。

○交付団体数・・・322 団体（令和3年度）

○報奨金単価・・・1 kg 当たり 6 円

表 3.1.4 令和3年資源集団回収量

区 分	令和3年1～6月	令和3年7～12月
新聞紙	1,286,893 kg	1,305,980 kg
雑誌	416,804 kg	343,073 kg
段ボール	401,786 kg	413,950 kg
古布	94,567 kg	89,519 kg
牛乳パック	4,587 kg	3,641 kg
雑紙	126,802 kg	100,910 kg
アルミ缶	85,392 kg	89,378 kg
合 計	2,416,831 kg	2,346,451 kg

※詳細は資料編 P134

(7) 生ごみ処理機購入費補助金交付制度

家庭から排出される生ごみを自家処理することを目的とし、電動式生ごみ処理機の購入費用の一部を補助することにより、生ごみの減量や堆肥としての有効利用を促進していくための制度です。補助額は、購入予定金額の1/2、又は20,000円のいずれか低い額で令和3年度は、生ごみ処理機26台（396,100円）を補助しました。

(8) ごみ減量マイスター認定制度

市民自らが行うごみ減量に関する取組を推進し、地域の中で活動するリーダーを養成するため、ごみ減量マイスターの認定制度を設け、ごみ減量マイスター養成講座や情報交換会等を定期的に行っています。

認定者数 初級 134 人 中級 59 人 上級 25 人 （令和4年3月31日現在）

養成講座 1 回 情報交換会 1 回

(9) 生ごみ堆肥化、土づくり講習会

家庭からでる生ごみをそのまま廃棄せずに、家庭にあるポリバケツやプランターなどを活用して、生ごみを堆肥化する土づくりの講習会を令和2年度から実施しています。

令和3年度 参加者10人 実施回数1回（南コミュニティセンター）

(10) 施設見学

ごみを燃やした時の余熱利用で発電や温水利用、太陽光発電等の環境にやさしいクリーンセンターの施設見学を案内しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しました。

(11) 環境啓発

コミセン祭りや他団体の催しに、ごみ減量等の環境啓発活動の参加や、駅前等で街頭PRをしています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止しました。

3. ごみ処理の状況

令和3年度の焼却処理量と最終処分量は以下のとおりです。焼却処理量は、ごみ排出量の減少により、減少傾向ですが、最終処理量は横ばいの状況です。

表 3.1.5 ごみ処理状況の推移

(単位：t)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
焼却処理量	55,312	54,513	53,344
最終処分量	8,339	8,412	8,346

4. クリーンセンターの現状

・施設概要

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| ① | 名称 | 寝屋川市クリーンセンター（焼却施設） |
| | 完成日 | 平成30年3月30日 |
| | 処理能力 | 200t/日（100t/日×2基） |
| | 処理対象物 | 可燃ごみ |
| | 焼却炉形式 | 全連続燃焼式ストーカ炉 |
| | 処理フロー | 資料編（P.136）に示すとおり |
| ② | 名称 | 寝屋川市クリーンセンター（破砕施設） |
| | 完成日 | 平成6年3月22日 |
| | 処理能力 | 破砕75t/日・切断7t/日・手選別25t/日 |
| | 処理対象物 | 粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ |
| | 処理フロー | 資料編（P.137）に示すとおり |

表 3.1.6 令和3年度排ガス測定結果

一般項目

	測定項目 採取日	ばいじん (g/m ³ N)	硫黄酸化物 (m ³ N/h)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (mg/m ³ N)
1号炉	6月16日	<0.001	0.14	15	12
	8月2日	<0.001	0.11	-	-
	9月28日	<0.001	0.16	-	-

	11月4日	<0.001	0.11	18	13
	2月2日	0.001	0.075	-	-
	3月2日	<0.001	0.12	-	-
2号炉	6月16日	<0.001	0.17	16	15
	8月2日	<0.001	0.23	-	-
	9月28日	<0.001	0.21	-	-
	11月4日	<0.001	0.095	12	10
	2月2日	<0.001	0.082	-	-
	3月2日	<0.001	0.27	-	-
	排出基準	0.04	6.0	250	700

※ 排出基準は「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」によります。

※ 上記の数値はO₂12%換算値です。(硫黄酸化物を除く)

ダイオキシン類

測定項目 採取日	排ガス (ng-TEQ/m ³ N)		ばいじん (ng-TEQ/g)	燃え殻 (ng-TEQ/g)
5月10日	-		0.078	-
8月2日	-		0.23	-
11月4日	1号炉	2号炉	0.23	0
	0.00083	0.00066		
1月11日	-		0.15	-
排出基準	0.1		3	3

※ 排出基準は「ダイオキシン類対策特別措置法」によります。

5. 北河内4市リサイクルプラザ

寝屋川市、枚方市、四條畷市、交野市の4市で、循環型社会をめざして、ペットボトルとプラスチック製容器包装のリサイクルに共同で取り組むため、平成16年6月1日に設立された北河内4市リサイクル施設組合により建設された北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）が、平成20年2月1日から稼働しています。

当該施設において、ペットボトルとプラスチック製容器包装を選別し、圧縮梱包した後、指定法人（公財）日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しリサイクルしています。

・施設概要

名 称	北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）
完 成 日	平成19年12月31日
処 理 能 力	53 t/日
処 理 対 象 物	ペットボトル、プラスチック製容器包装
処 理 概 要	選別・圧縮梱包
構 造	管理棟 鉄筋コンクリート造3階建 処理棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建

6. し尿

本市のし尿処理は、昭和39年に処理能力54 kℓ/日の緑風園第1事業所の操業を開始し、昭和43年に140 kℓ/日に改造増設しました。その後人口増による能力不足に対処するため、昭和47年に新たに150 kℓ/日の緑風園第2事業所を建設し合計290 kℓ/日の能力としました。しかし公共下水道の進捗によるし尿処理量の減少に伴い、平成2年には緑風園第1事業所を一部縮小し合計220 kℓ/日としました。また浄化槽汚泥の増加に対応するため、平成4年に緑風園第2事業所に浄化槽汚泥処理施設を建設し、150kℓ/日のうち55 kℓ/日を浄化槽汚泥専用とし、さらに平成9年には緑風園第1事業所を閉鎖し第2事業所（現在の緑風園）のみで市全域のし尿等を処理していました。

平成19年度以降、安定した生物処理が困難な状況となり、放流水質の面で現有施設での対応が厳しくなったことから、これらの課題に対応するために処理方式を変更し、搬入されたし尿及び浄化槽汚泥を一次処理（前処理）して分離液を希釈した後に公共下水道へ放流しています。

令和3年度末現在、し尿くみとり人口は347人(222世帯)で総人口に占める割合は約0.15%、浄化槽人口は2,965人で同約1.29%となっています。し尿収集処理量は1,935kℓ/年で、その内訳は、し尿764kℓ/年、浄化槽汚泥1,171kℓ/年となっています。経年変化は、資料編(P.138)に示すとおりです。

・施設概要

名 称	寝屋川市緑風園（旧第2事業所）
敷地面積	14,026 m ²
計画処理量	処理能力 34.5 kℓ/日 （し尿 15.2 kℓ/日・浄化槽汚泥 19.3 kℓ/日） 緊急時 69.0 kℓ/日
処 理 概 要	除渣＋希釈放流
処 理 フ ロ ー	資料編（P.139、140）に示すとおり

表 3.1.7 令和3年度下水道放流水水質測定結果

項目 測定日	水素イオン 濃度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊物質 SS	ノルマルヘキサン 抽出物含有量 (鉱油類)	ノルマルヘキサン 抽出物含有量 (動物油脂類)	窒素含有量 T-N	燐含有量 T-P
	(指数)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)
4月15日	7.2	155	193	<1	15.9	48.5	13.0
5月13日	7.1	78.2	180	<1	10.3	33.7	4.58
6月10日	7.1	90.0	208	<1	22.7	45.0	5.57
7月8日	7.7	55.6	236	<1	20.1	36.5	4.58
8月31日	7.4	15.0	27	<1	<1	25.0	2.78
9月16日	7.3	41.9	120	<1	2.8	35.1	4.94
10月14日	7.5	23.2	70	<1	4.8	39.6	5.61
11月11日	7.3	56.0	216	<1	9.4	37.6	5.89
12月9日	7.4	40.4	37	<1	<1	27.7	3.88
1月13日	7.6	51.4	30	<1	3.1	38.9	4.59
2月10日	7.1	86.4	120	<1	8.0	46.3	5.76
3月10日	7.2	102	260	<1	22.9	88.4	6.61
規制基準値	5~9	600	600	5	30	240	32

※ 規制基準値は、下水道法及び寝屋川市下水道条例によります。

表 3.1.8 令和3年度臭気測定結果

第1号規制 敷地境界線

(単位：ppm)

測定項目	規制基準値	測定結果	
		A地点	B地点
アンモニア	1	<0.1	<0.1
		<0.1	<0.1
メチルメルカプタン	0.002	<0.001	<0.001
		<0.001	<0.001
硫化水素	0.02	0.001	<0.001
		<0.001	<0.001
硫化メチル	0.01	<0.001	<0.001
		<0.001	<0.001
二硫化メチル	0.009	<0.001	<0.001
		<0.001	<0.001

※ 規制基準値は、悪臭防止法によります。

※ 測定日：上段 令和3年8月23日、下段 令和4年2月25日

第2号規制 臭突

(単位：m³/h)

測定項目	規制基準値	測定結果	備考
アンモニア	84.9	<0.1	
硫化水素	1.7	<0.001	
メチルメルカプタン	0.17	<0.001	悪臭防止法で規制されていないが、参考として測定
硫化メチル	0.85	<0.001	
二硫化メチル	0.76	<0.001	

※ 規制基準値は、悪臭防止法によります。

※ 測定日：令和3年8月23日

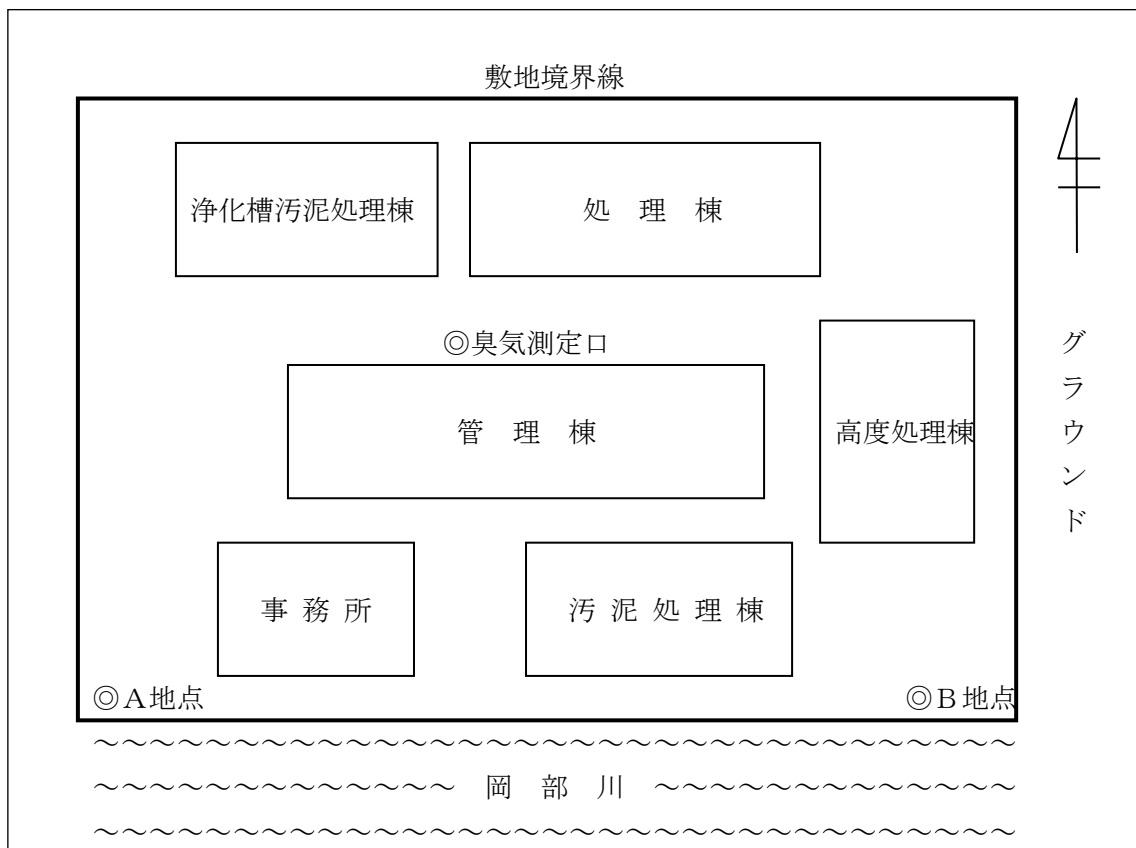


図 3.1.1 臭気測定地点図

第2節 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に定められた20種類のことを指し、排出事業者又は許可業者が処理することとなっています。

1. 産業廃棄物処理業者等の規制・指導

産業廃棄物収集運搬業や処分業の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可のほか、処理業者等に対する立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理について指導を行っています。

2. 産業廃棄物排出事業者等の規制・指導

廃棄物処理法に基づき、前年度に産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した事業者は、産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が義務付けられています。上記の報告書に基づき、産業廃棄物の委託基準、保管基準の遵守について規制・指導を行っています。

また、前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業者は、廃棄物処理法の規定に基づき産業廃棄物処理計画書及び産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出が義務付けられています。提出されたこれらの計画書及び報告書は、市ホームページ上で公表しています。

3. 産業廃棄物の不適正処理対策

産業廃棄物の不適正処理には、不法投棄、不適正保管、不法焼却などがあり、適正に処理しなければ悪臭や粉じん、害虫などが発生し、水質汚濁や大気汚染が生じることがあります。本市では、庁内の関係部署及び庁外の関係機関と連携して、産業廃棄物の不適正処理に対する規制・指導を行うとともに、不適正処理の防止及び早期発見のためパトロールを行っています。

4. 自動車リサイクル法に基づく規制・指導

「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」とは、ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、自動車のリサイクルについて自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律です。本市では、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車等の処理を行う業者に対する規制・指導を行っています。

5. ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理の指導

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物を保管している事業者及びPCB使用製品を所有している事業者は、毎年度PCB廃棄物等の保管及び処分状況等について届出を行うことが義務付けられています。市内の事業所や寝屋川市が保管しているPCB廃棄物やPCB使用製品については、PCB廃棄物の処理期限内の適正処理に向けた規制・指導を行っています。

※第3次寝屋川市環境基本計画
「循環型社会」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
減量化・再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境にやさしい販売活動の推進 ● 自主的なごみ減量行動の推進 ● 家庭系ごみの減量・資源化推進 ● 事業系ごみの減量推進 ● 再利用の推進
適正かつ効率的な処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集体制の整備 ● 不法投棄等防止対策の推進 ● 産業廃棄物の適正処理の推進
災害時体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害廃棄物処理基本計画の適切な運用

第3次環境基本計画 進捗管理（令和3年度）

4.3 循環型社会（基本計画P40-45）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
市民1人1日当たりのごみ排出量	845.1g/人・日	823.6g/人・日	752.4g/人・日
再生利用率（リサイクル率）	21.3%	21.3%	27.4%

目標達成のための指標	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
家庭系ごみ総排出量	48,840 t	48,097 t	41,632 t
事業系ごみ総排出量	17,109 t	16,022 t	13,345 t
焼却処理量	55,312 t	53,344 t	46,212 t
収集及び運搬の民間委託率	55.0%	55.0%	維持
産業廃棄物多量排出事業者及び産業廃棄物処理事業者 に対する立入検査件数	16事業場	19事業場	維持

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
減量化・再資源化の推進	3010運動マグネット	宴会等の場において実施する3010運動に加え、家庭での取り組みとして、食品の余剰な購買を抑制するため毎月10・30日の冷蔵庫の確認を啓発する。	令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、配布・啓発するイベント等が中止されたが、転入者へ配布することにより、本市の「ごみ」に対する取組のPRにつながった。
	生ごみ処理機購入費補助	家庭系ごみの約40%を占める「生ごみ」を減量化するため、生ごみ処理機（電動式）の購入を補助する。 予算：20台分 400千円	家庭におけるごみ減量の取組への支援として効果があり、令和3年度は予算額上限（26台、396,100円）に達した。
	市立小中学校での雑紙・ペットボトルキャップの回収	市立全小中学校に雑紙とペットボトルキャップの回収BOXを設置し、各家庭から出る資源物等の分別を図る。 なお、回収量の目標を設定の上、給食時にデザートを提供する。	若年層への分別意識の高揚を図るとともに、各家庭での分別意識の習慣化に寄与した。また、令和3年度は全児童・生徒に雑紙回収袋を配布と目標の達成状況に応じたデザートを提供した。
	資源集団回収活動への報償	資源の分別排出の促進に寄与する取組をする団体に対して報償金を交付することにより、ごみの減量と分別を図るとともに地域におけるごみ意識の高揚を図る。	近年、スマホの普及や新聞等の購読の減少により、「紙資源」が減少している中、6円/kgの報償額は、府内においてもトップクラスの額であり、報償の総額は減少傾向であるが、活動団体に大きな減少はなく、取組は浸透している。
	環境フェア	例年6月に実施される「環境フェア」において、フリーマーケットの出店者を募り、エコの市を開催する。	新型コロナウイルス感染症の拡大防止により令和3年度は未実施。
	フードドライブ	食品ロス削減月間（10月）に合わせて実施している「フードドライブ」において、市民のみならず事業者からの協力を得て回収を実施する。	令和3年度においても前年度と同様に10月の1か月間に「フードドライブ」を公共施設の3か所（本庁舎、保健福祉センター、産業振興センター）で実施した。 令和2年度：約300kg 令和3年度：約289kg
	多量排出事業者への指導	事業系一般廃棄物について、廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、年に1回一定の要件に該当する事業者（特定事業者）を対象に減量等計画書と廃棄物管理責任者を届けることとしている。	【計画書提出件数/対象件数】 令和2年度：63件/77件 令和3年度：66件/77件
落葉の再資源化	自治会等による地域清掃で集めた落葉や剪定枝を再資源化し、協力した自治会等へ堆肥として還元する。	自治会等33団体から、16,410kgの落葉等を回収し、堆肥として1,640kgを同団体に配布した。	

減量化・再資源化の推進	蛍光灯・乾電池の再資源化	蛍光灯・乾電池に含まれる有害物質である水銀を回収するとともに回収された水銀の再資源化を図る。	蛍光灯・乾電池として、59.4tの資源化を図ることができた。
	資源ごみ残渣の再資源化	缶・びんにより回収された資源ごみ処理後に発生する残渣について、これまでは埋め立て処分していたが、残渣に含まれる資源物を回収し、更なる最終処分の削減を図る。	缶・びん選別後の残渣から、545tが再資源化できたことにより、焼却・埋立処分量の削減することができた。
適正かつ効率的な処理の推進	一般家庭ごみ収集運搬業務委託	ステーション方式として排出される一般家庭ごみについて、一部を委託業務にて行うことにより、効果的・効率的なごみの収集運搬を実施する。	市民サービスの向上を図るため、効果的・効率的な収集形態に努めた。
	蛍光灯・スプレー缶収集処理業務委託	拠点収集を実施することで、蛍光灯の再資源化やスプレー缶類による火災事故を未然に防止を図る。	市内208か所の拠点収集場所から排出される蛍光灯・スプレー缶の収集を実施し、再資源化を図ることができた。
	産業廃棄物多量排出事業者に対する立入検査	前年度に産業廃棄物を年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物を年間50トン以上排出した事業者に対する立入検査を行う。	令和3年度においては、製造業や病院等10者（10事業場）に対する立入検査を行った。
	産業廃棄物処理事業者に対する立入検査	産業廃棄物収集運搬業（積替え、保管を含む。）又は産業廃棄物処分業の許可を有する事業者に対する立入検査を行う。	令和3年度においては、産業廃棄物処理事業8者（9事業場）に対する立入検査を行った。
災害時体制の充実	災害発生時の収集体制	災害廃棄物の処理について各種計画の見直しを行い、災害時を想定した体制を整える。	必要に応じた見直しを行うことで、災害時における収集・運搬・処分の体制を整えた。

4章 脱炭素社会

第4章 脱炭素社会

第1節 脱炭素社会に向けた動向

1. 国際的動向

(1) パリ協定

平成27年(2015年)にフランスのパリで開催された第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において気候変動問題に関する新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、「世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2℃未満に抑え、1.5℃未満をめざす」としており、21世紀後半には人為的な温室効果ガス排出量を実質的にゼロとする(森林等による吸収量とバランスさせる)ことが掲げられています。

(2) IPCC 第5次評価報告書

平成26年(2014年)に公表されたIPCC第5次評価報告書によると、21世紀末の世界の平均気温は、20世紀末を基準として、どのような仮定(シナリオ)をあてはめても上昇するとされており、今以上の対策をしない場合は日本国内において約4.5℃上昇、日降水量200mm以上の年間日数は約2.3倍に増加すると予測されています。

(3) 1.5℃特別報告書

パリ協定を受けて、平成30年(2018年)10月にIPCCが公表した「1.5℃特別報告書」において、世界の平均気温は平成29年(2017年)時点で産業革命以前と比較し、既に約1℃上昇していることや、このまま地球温暖化が進むと令和12年(2030年)から令和32年(2050年)までの間に1.5℃上昇する可能性が高いことが示されています。地球温暖化の進行による地球環境や人類への影響は、気温が1.5℃上昇するだけでも大きなものですが、2℃上昇すると危機的状況になると予測されていることから、気温の上昇を1.5℃に抑えるためには、世界全体の二酸化炭素排出量を令和12年(2030年)までに平成22年(2010年)比で45%削減するとともに、令和32年(2050年)前後には実質ゼロにすることが必要とされています。

(4) 気候サミット

令和3年(2021年)4月に開催された気候サミットにおいて、日本は2050年カーボンニュートラル(二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロを意味している。)と整合的で、野心的な目標として、令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)から46%削減することをめざすことを宣言するとともに、さらに、50%削減の高みに向け挑戦を続けていく決意を表明しました。

2. 国の動向

(1) 第5次環境基本計画

平成30年(2018年)に閣議決定された国の「第5次環境基本計画」では、今後の環境政策の展開の基本的方向性としてSDGsの考え方を活用しながら、環境・経済・

社会の統合的向上の具体化を進めるとしてしています。従来の環境基本計画は分野別に重点施策が設定されていたのに対し、6つの分野横断的な重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を進めることにより課題の同時解決をめざし、持続可能な地域循環共生圏を構築するとしてしています。

（２）地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策法に基づいて策定した、我が国唯一の地球温暖化に関する計画である「地球温暖化対策計画」が、平成28年（2016年）に閣議決定されました。「地球温暖化対策計画」は、温室効果ガスの発生抑制及び吸収の目標、国民・事業者等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等が示されており、令和12年度（2030年度）の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減するという中期目標を掲げ、長期的には令和32年（2050年）までに80%の削減をめざしてしています。

（３）気候変動適応法

パリ協定に盛り込まれている気候変動への適応を進めるため、国は平成30年（2018年）に「気候変動適応法」を施行し、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策の推進を法的に位置づけました。国は法に基づき策定した気候変動適応計画において、気候変動の影響による被害の防止・軽減に向け、各主体の役割やあらゆる施策に適応を組み込むことなどを示しています。地方公共団体においては、従来の緩和策（温室効果ガス排出量の削減等）に加え、地域特性に見合った適応策の実施が求められています。

3. 府の動向

（１）2030大阪府環境総合計画

大阪府環境基本条例に基づき、現在及び将来にわたり府民の健康で文化的な生活を確保することを目的に、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「2030大阪府環境総合計画」が令和3年（2021年）3月に策定されました。2050年の環境分野全体としての「めざすべき環境像」とそれを見据えた令和12年（2030年）の実現すべき姿を定めて、その実現に向けた施策の基本的な方向性を示しています。

（２）大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和3年（2021年）3月に、国内外における地球温暖化対策の動向を踏まえて、府域における今後の地球温暖化対策の基本的な考え方となる「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が策定されました。同計画では、令和12年度（2030年度）の府域の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比で40%削減を目標としており、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」を実現した社会の姿（将来像）を共有し、将来像の実現に向けては、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の導入などにより推進するとしてしています。

(3) おおさかスマートエネルギープラン

令和3年(2021年)3月に、大阪府と大阪市は共同で「おおさかスマートエネルギープラン」を策定しました。同プランは、令和12年度(2030年度)の目標値として、太陽光発電や燃料電池、廃棄物発電などの自立・分散型エネルギー導入量を250万kW以上、再エネ利用率(電力需要量に占める再生可能エネルギー利用率)35%以上、エネルギー利用効率(府内総生産あたりのエネルギー消費量)40%以上の改善に向け、府域における再生可能エネルギーの「地産地消」の推進や、府民・企業・行政が連携し、脱炭素化に貢献する取組を通じて、社会・都市全体でのエネルギー効率の向上を図り、新たなエネルギー社会の実現をめざしています。

第2節 本市の取組

1. 計画の策定

(1) 第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画(区域施策編)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づき、地域温暖化対策についての地方公共団体実行計画の策定が特例市に義務付けられており、平成24年9月に市域における温室効果ガス(主に二酸化炭素)排出量を令和2年度までに平成2年度比25%削減を目標とする、寝屋川市地球温暖化対策地域計画を策定しました。その後、令和3年11月には、「第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画」を策定し、市域の温室効果ガスを「2030年度までに2013年度比で32.2%以上削減、2050年に実施ゼロ」を目標にしています。

① 計画期間

令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間

② 基本目標

「脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち」として、5つの施策の柱に基づき取組を推進します。

表 4.2.1 第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画(区域施策編)の基本目標等

第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画	
基本目標	
脱炭素社会に向けて行動し、将来に備えるまち	
施策の柱	施策の方向性・具体的な取組
(1) 省エネルギー機器等の導入促進	① 省エネルギー機器等の導入促進 ② 省エネ住宅・省エネビルの導入促進
(2) ライフスタイルや事業活動の転換促進	① 環境にやさしいライフスタイルへの転換 ② 交通対策の推進
(3) 再生可能エネルギーの導入と普及啓発	① 再生可能エネルギーの普及啓発 ② 公共施設における再生可能エネルギーの導入促進
(4) 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進	① 減量化・再資源化の推進 ② 適正かつ効率的な処理の推進
(5) 気候変動への適応	① 自然災害に関する適応 ② 暑熱対策・生活に関する適応

表 4.2.2 市域の温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)

	平成 25 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
排出量	967,451	897,695	764,538	696,005

※詳細は資料編 P 145

(2) 第 5 期寝屋川市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条の規定に基づき、地球温暖化防止を推進するため、本市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を目的として策定しています。第 5 期計画は、令和 4 年 3 月に策定し、市域における大規模な温室効果ガス排出事業者である行政が、事務・事業で排出する温室効果ガスを率先して抑制し、自主的かつ積極的に取り組むことを目的としています。

- ① 計画期間 令和 12 年度まで
- ② 目標等：寝屋川市役所の事務事業における温室効果ガスの削減は、令和 12 年（2030 年）度までに平成 25 年（2013 年）度比で 45%以上削減。

表 4.2.3 寝屋川市役所地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス排出量の推移

(単位：t-CO₂)

	平成 25 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
排出量	37,916	33,546	30,897	30,781

※詳細は資料編 P 145

(3) 個別施策

① 太陽光発電システム設置補助

市域における温室効果ガスの削減を推進するため、再生可能エネルギーの普及拡大を目指して、平成 25 年度から住宅用の太陽光発電システム設置補助制度を、平成 26 年度から地域の自治会集会所等への太陽光発電システムの設置を対象とした補助制度を実施しています。

表 4.2.4 太陽光発電システム設置補助の件数の推移

(単位：件)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
補助件数	103	97	99
住宅用	102	97	99
自治会集会所用	1	0	0

※詳細は資料編 P 147

② グリーンカーテン事業

本市では、グリーンカーテン事業を行っており、緑の植物で庁舎などを覆うことにより直射日光を遮り、室温の上昇を防ぐことで、エアコンの使用頻度を下げることが

できるなど、地球温暖化防止活動の一環として事業を実施しています。

平成 20 年度に市役所本庁舎で試験的にグリーンカーテンを実施し、グリーンカーテンを設置した部屋と未設置の部屋では、2.2℃の差がありました。

平成 21 年度から市民や公共施設等へグリーンカーテン普及に向けての取組を行っています。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民への配布は中止し、公共施設等へのゴーヤの苗の配布を実施しました。

※詳細は資料編 P 147

③ ドライミスト装置の設置

本市では、ヒートアイランド対策の一環として、平成 26 年度から市役所本庁舎及び総合センターでドライミスト装置を設置しています。

ドライミストは水を小さな霧の状態にして噴射し、蒸発する際の熱の吸収を利用して、噴霧エリアの気温をおおよそ 2～3℃程度低下させることができます。

令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため設置しませんでした。



※第 3 次寝屋川市環境基本計画

「脱炭素社会」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
省エネルギー機器等の導入促進	<ul style="list-style-type: none">● 省エネルギー機器等の導入促進● 公共施設における省エネ機器等の導入促進
ライフスタイルの転換促進	<ul style="list-style-type: none">● 環境にやさしいライフスタイルへの転換● 交通対策の推進
再生可能エネルギーの導入と普及啓発	<ul style="list-style-type: none">● 再生可能エネルギーの普及啓発● 公共施設における再生可能エネルギーの導入促進
気候変動への適応	<ul style="list-style-type: none">● ヒートアイランド対策の実施● 豪雨災害への備え● 自立・分散型電源の普及啓発● 気候変動適応の啓発

第3次環境基本計画 進捗管理（令和3年度）

4.4 脱炭素社会（基本計画P46-50）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
市域の二酸化炭素排出量削減率 (2013年度比)	2.4%増加 (平成30年度)	28.1% (令和元年度)	32.2%
市域のエネルギー使用量	10,273 TJ (平成30年度)	9,301TJ (令和元年度)	7,033TJ

目標達成のための指標	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
クリーンセンター発電によるCO ₂ 削減量	3,642t-CO ₂	3,278t-CO ₂	維持
市域の太陽光発電システム設置件数	3,413件(累計)	3,783件	6,000件(累計)
市域の太陽光発電システム設備容量	1.75万kW	1.95万kW	3.5万kW
年間の熱帯夜の日数(5年移動平均値)	24日	25日	22日以下
グリーンカーテン設置施設数	74施設	85施設	85施設
貯留施設設置率	82.4%	84.4%	98.4%
市内4駅の乗降客数	150,889/日	135,740/日 (令和2年度実績)	154,400/日

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
省エネルギー機器等の導入促進	第2次寝屋川市地球温暖化対策地域計画の策定	寝屋川市地球温暖化対策地域計画を令和3年11月に改定し、省エネルギー機器等の導入促進を含めた、市域における温室効果ガスの削減目標を策定した。	平成25年度の排出実績と比較して令和12年度に32.2%以上の削減を目標とする。
ライフスタイルの転換促進	バス利用促進事業	シルバー世代等の公共交通の利用促進を図るため、路線バスを活用したバス利用促進事業を実施する。	市広報誌への掲載及び自治会への回覧用チラシの配布など、積極的な周知を行ったことにより、公共交通の利用促進につながった。
	乗合い事業	「ねやがわ乗合いワゴン事業」の実証実験を踏まえ、乗合い事業を運行しているタクシーを活用するとともに、対象エリアを拡大し地区外の指定した施設への移動も可能とするよう運用する。	乗合い事業に見直したことにより、利用者数は増加したことから、シルバー世代等の移動手段を確保することができた。

再生可能エネルギーの導入と普及啓発	クリーンセンターごみ発電	廃棄物を焼却する際のエネルギーを利用して発電する「ごみ発電」によりクリーンセンター施設で使用する電力を賙い、化石燃料由来の電力の使用を減らす。	令和3年度発電量 30,336,360kWh 当該電力を購入して使用する場合の温室効果ガス排出量（排出係数0.000453） 13,742 t-CO ₂ /kWh
	太陽光発電	クリーンセンター屋上に設置している「太陽光発電」により、クリーンセンター施設で使用する電力を賙い、化石燃料由来の電力の使用を減らす。	令和3年度発電量 89,357kWh 当該電力を購入して使用する場合の温室効果ガス排出量（排出係数0.000453） 40 t-CO ₂ /kWh
	第5期寝屋川市役所地球温暖化対策実行計画の策定	第4期寝屋川市役所地球温暖化対策実行計画が令和2年度までの計画であることから、公共施設における再生可能エネルギーの導入促進を含めた、市の事務事業における、温室効果ガスの排出抑制等について策定する。	令和4年3月に策定し、平成25年度の排出実績と比較して令和12年度に45%以上の削減を目標とする。
	太陽光発電設置システム購入費補助（家庭用）	市内における再生可能エネルギーの普及のため、太陽光発電設置システム設置の購入費を補助する。 ・住宅用 3万円/kW 上限12万円	令和3年度 99件 507.3kW
	太陽光発電設置システム購入費補助（自治会集会所用）	市内における再生可能エネルギーの普及のため、太陽光発電設置システム設置の購入費を補助する。 ・自治会用50万円/kW又は工事費のいずれか少ない方。モニター地域：上限500万円。非モニター地域：上限450万円。	令和3年度 申請無し。
気候変動への適応	グリーンカーテン	地球温暖化対策の必要性の意識向上を図るため、公共施設や学校等において、ゴーヤの苗を無償で配布して、グリーンカーテンを作り、日射熱を抑制することで、冷房等の電力使用抑制を図る。	令和3年度配布数 1,496株
	ドライミストの設置	本庁舎入口にドライミスト装置を設置することで、来庁者の体感温度を下げるとともに、ドライミストによる熱中症対策としての効果を実感してもらおう。	令和3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「密」になることを抑止する観点から設置をしなかった。
	雨水貯留浸透施設設置	公園における雨水貯留浸透施設の整備や民間開発における貯留施設の指導による整備を進める。	令和3年度においては、池田2号公園における公園貯留施設整備に加え、民間開発による施設設置が進んだ。

第5章 環境教育・環境学習

第5章 環境教育・環境学習

第1節 環境教育と環境学習

1. 環境美化の推進

寝屋川市では、寝屋川市美しいまちづくり条例を制定し、市民・事業者・行政がそれぞれの責任と役割を果たすことを基本にして、安全で清潔な、みどり豊かなまちづくりを進めるため、環境美化を推進しています。

表 5.1.1 寝屋川市美しいまちづくり条例の規制内容と罰則等

規制内容	対象場所	勧告、命令違反者に対する罰則など
歩行喫煙の禁止	市内の公共の場所 ※周辺に通行する人がなく、他人に危害をあたえるおそれのない場合は除く	氏名などの公表
空き地の適正管理	市内の空き地	氏名などの公表と5万円以下の過料
ため池の危険防止	市内のため池	
資材・廃材などの適正管理	市内の公共の場所、他人の所有地、自己の資材・廃材置き場	氏名などの公表と5万円以下の過料
飼い犬などペットの放し飼い禁止（警察犬・盲導犬などは除く）	市内の公共の場所、他人の所有地	氏名などの公表
ポイ捨ての禁止		氏名などの公表と2万円以下の過料
ペットのフンの放置禁止		
ビラなどの印刷物の散乱禁止		
落書きの禁止		氏名などの公表と5万円以下の過料
飲食物等の回収容器の設置	市内の自動販売機設置場所	氏名などの公表

表 5.1.2 令和3年度環境美化等啓発内容

啓発内容	実績
駅前啓発	ポイ捨て禁止啓発（市内4駅） 実施状況：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止

※詳細は資料編P148

2. 寝屋川市環境フェア

環境フェアは、市民・事業者・行政が環境への意識啓発を目的として、平成8年度までは寝屋川市のグリーンシティで開催していましたが、平成9年度から打上川治水緑地で「寝屋川市エコ・フェスタ」として開催し、公園緑地課（現 公園みどり課）「花と緑のフェア」・消費生活センター「消費生活展」との合同開催によりイベント規模を拡大しました。その後、平成10年度から「農業まつり」との同時開催により、イベントの一層の活性化と合理化を図りました。

平成29年度に現在の形となり「みどり・水・くらしを考える」をテーマとして「寝屋川市環境フェア」を寝屋川市立中央小学校で開催しています。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。

表 5.1.3 環境フェア来場者数

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
来場者数	1,788	2,664	中止	中止

※詳細は資料編P148

3. 美しいまちづくり表彰

美化・清掃活動、緑化活動、ポイ捨て防止や自然への理解を深める環境啓発活動などを行い、要件に該当する個人または団体（自治会、老人会、子ども会など）に対して、美しいまちづくり表彰を授与する表彰式典を寝屋川市環境フェアにおいて行っています。

令和3年度は、環境フェアが中止となったため、表彰式典は行いませんでしたが、個人52名と9団体が表彰されました。表彰対象となった活動の例としては、「毎日早朝に公園や散歩道にわたる一帯のごみ拾い、花壇への散水をし、日常的に手入れと管理をしている」や、「毎朝、自主的に自身の勤務先周辺の清掃活動を継続し、美しいまちづくり推進員としても10年以上にわたり積極的に参加を続けている」などがありました。

表 5.1.4 美しいまちづくり表彰者数

(単位：人/団体)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人/団体	53/12	53/23	63/19	52/9

※詳細は資料編P148

4. 親子でみる自然散策と水辺の生物観察会

昭和63年に事業を開始し、寝屋川市は平成元年から参加しています。平成29年度からは四條畷市及び寝屋川市で事業を継続しています。

河川や海の汚れの原因は、従来工場からの排水が中心でしたが、工場からの排水は、法律や条例により厳しく規制され、現在では、生活排水が汚れの中心になっています。

水辺環境や河川等の水質を改善するためには、各個人の水質保全に対する認識を深めてもらうことが年々重要になってきています。

この「親子でみる自然散策と水辺の生物観察会」は、山間の溪流の水生生物を観察することにより、本市との水質の違いを確認し、水質保全の重要性の認識を深めてもらうために行

っています。令和2年度及び3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止となりました。

表 5.1.5 市別参加人数 (令和元年度実績)

区 分	寝屋川市	四條畷市	合計
人数 (人)	30	28	58



写真 開催の様子

5. 関係団体における主な環境保全の取組

寝屋川市の様々な環境問題に対して、市民と行政で継続的に実施している主な活動事項を紹介します(五十音順)。

(1) 大阪公立大学工業高等専門学校 鯨坂研究室

令和3年度はSDGsの一環として、高専の鯨坂研究室やクラブ活動(Space Design Club)の学生たちが浜寺公園で開催された「おおさか都市緑化フェア2021」(令和3年10月31日)に参加しました。このフェアは、都市緑化に関する意識の高揚や普及を図り、花とみどりあふれる街づくりを進めることを目的として大阪府により開催されたものです。研究室やクラブ活動では普段から「笑働の森」と呼ばれる森林環境の保全・再生に取り組んでおり、間伐材を利用して椅子やテーブル、本箱などのモノづくりを行っています。今回のイベントでは木工体験として「お箸づくり」を行いました。コロナ禍でなかなかイベントに参加できなかったこともあり、学生たちにとっても久しぶりの大きな活動でした。安全対策に気を配りながら森林環境の保全・再生に関する啓発活動を行いました。今後も継続的に活動を行っていきたいと思っています。

所在地：寝屋川市幸町26-12 大阪公立大学工業高等専門学校

連絡先：鯨坂誠之 072-820-8586 (研究室直通) ajisaka@omu.ac.jp



写真 イベント全体の雰囲気写真



木工体験の様子

(2) 生物多様性センター（大阪府立環境農林水産総合研究所）

寝屋川市木屋元町に施設を構え、府内の生物多様性の保全のため、在来生物の調査・保全、外来生物の影響調査と対策、府民の安心安全を守る取り組み、生物多様性活動支援・技術普及などを行っています。また、市民に参加いただける体験学習、企画展、談話会などを多数開催しています。

所在地：寝屋川市木屋元町 10-4

連絡先：072-833-2770

表 5.1.6 生物多様性センターで開催したイベント

実施日	内容	参加者
令和3年7月1日(木)～ 令和3年11月30日(火)	生物多様性センター企画展 「大阪を生物多様性に取り組むトップランナーに！『おおさか生物多様性リンク』による多機関連携の取組み」	一般 491名
令和3年10月24日(日)	生物多様性センター 生きものふれあいイベント	一般 33名
令和4年2月23日(水)	生物多様性センター談話会 「新たな手法でここまで分かった！おおさかの生物多様性」	一般 90名
令和3年12月6日(月)～ 令和4年6月3日(金)	生物多様性センター企画展 「新たな手法でひもとく大阪の生物多様性」	一般 1,082名



(3) 寝屋川市自然を学ぶ会

本会は"自然はおもしろい"をテーマに①自然への関心を高め、自然を学ぶ楽しさを広げること、②子どもたちが自然に関わり、学ぶ活動を支援することに取り組んでいます。

昨年に続いて本年度も、コロナ禍のため、春から夏にかけて中止か規模を縮小しての活動になりました。

○自然観察会

(1) 定例自然観察会

- ①里山(東部丘陵)②春の野草(淀川河川公園)③水生生物(寝屋川・幸町親水公園)
- ④きのこ・樹木・野草(星田園地)⑤昆虫観察(深北緑地)⑥どんぐり・樹木(深北緑地)
- ⑦野鳥(打上川治水緑地)⑧樹木・野草(私市植物園)

(2) みんなの掲示板・自然観察会

- ①かたくり(丹波・清住)②湿地の生き物(敦賀・中池見湿地)
- ③高山植物(伊吹山)④シダ植物(交野・河内森)⑤紅葉(奈良・春日山原始林)
- ⑥冬鳥(淀川・枚方地区)

○自然に親しむ環境作り

- ①夏休み子ども自然教室(2回・夏休みの自由研究のヒント・科学工作)
- ②子ども自然シリーズ講座(年2回)
- ③市野外活動センターとの協働(自然観察と環境整備、親子キャンプ等)
- ④市自然資料施設運営への協力(自然体験学習室の日常活動、自然シリーズ講座等)
- ⑤自然に関わる機関・団体との連携(自然観察会等の共催、参加協力)

○自然情報の発信

- ①会報の発行(年4回・85号から88号)
- ②身近な自然ガイドブックの編集発行
(第8編「秋の淀川」令和5年3月発行に向けて調査活動)
- ③展示会「私の自然観察」2022.1.21～26 アルカスホール・ギャラリー

*令和3年度の重点目標

①自然観察会の内容や進め方を工夫してより楽しく!!

- ・身近な自然観察(私の散歩道)広げ交流しよう。
- ・自然観察会に子どもたちの参加の呼びかけを

<水生生物・昆虫観察・どんぐり、樹木>

②子ども自然シリーズ講座等の充実(他団体との連携をふかめて)

*主な活動場所 寝屋川市とその周辺・中央図書館西分室内自然体験学習室
連絡先；本会事務局 千田正喜宅 ☎090-4036-0719



展示会



昆虫観察



野鳥観察



葉っぱのアート

(4) 寝屋川市消費者協会

水質汚染の防止を図るため、家庭用廃食油の収集や廃油で作った手作りプリン石けんの提供、古着のリメイクなどを行っています。令和3年度の活動としては以下のとおりです。廃油回収を毎月第四金曜日、13～15時に寝屋川市立消費生活センターで行っています。リメイク洋裁教室は、第2水曜日9月～1月に、市民会館4階和室で行いました。

表 5.1.7 寝屋川市消費者協会の活動内容

・ 廃油回収	
収集場所	寝屋川市立消費生活センター
収集日	第4金曜日
収集時間	13:00～15:00
連絡先	072-828-0397 (寝屋川市立消費生活センター)



(5) 水辺に親しむ会

当会は淀川左岸域（主に寝屋川市）の水辺環境やそこに棲む生き物について調査し知識を深め、またそれを広く地域の人々に伝えることで環境保全に寄与することを目的として活動を行っています。その目的を達成するため、年2回の会報情報誌発行、HP上での情報発信を積極的に行っています。

連絡先：会長（新城） Email：bzb05541@nifty.com

web サイト URL http://mizube.gooside.com/

表 5.1.8 淀川左岸幹線水路 水生生物調査

実施日	魚種数/尾数	採取できた水生生物
令和3年4月4日	4種/24尾	コウライモロコ・カマツカ・コイ等
令和3年8月11日	15種/945尾	コウライモロコ・ニゴイ類、カマツカ等
令和3年10月17日	14種/146尾	コウライモロコ・コイ・カネヒラ等
令和4年1月16日	5種/47尾	オイカワ・コウライモロコ・カマツカ等



▲令和3年4月4日 春例会



▲令和3年8月11日 夏例会



▲令和3年10月17日 秋例会



▲令和4年1月16日 冬例会



▲オイカワ



▲コイ



▲オオクチバス

6. 国・府等表彰

国・府等においても、環境に関わる表彰を行っています。市は、各種表彰の要件に該当すると判断した個人や団体を積極的に推薦しています。

(1) 地域環境美化功績者表彰

多年にわたり、地域の環境美化（清掃、植樹など）に関し、特に顕著な功績があった者（または団体）に対し、その功績をたたえるため、毎年6月に環境大臣が表彰するものです。

表 5.1.9 過去の受賞者一覧（地域環境美化功績者表彰等）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 27 年 6 月 10 日	地域環境美化功績者表彰	檜垣 勝美
平成 28 年 6 月 8 日	地域環境美化功績者表彰	平田 彰宏
平成 30 年 6 月 13 日	地域環境美化功績者表彰	寝屋川再生ワークショップ・ ねやがわ水辺クラブ
令和元年 6 月 12 日	地域環境保全功労者表彰	寝屋川市自然を学ぶ会

(2) おおさか環境賞

豊かな環境づくりに向けた行動の輪が広がって行くことを目的に、環境の保全または創造に資する活動に自主的かつ積極的に取り組んでいる個人、団体、事業者の中から、他の模範となる者に対し、大阪府知事が授与し、表彰するものです。

表 5.1.10 過去の受賞者一覧（おおさか環境賞）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 26 年 9 月 1 日	おおさか環境賞奨励賞	檜垣 勝美
平成 27 年 9 月 14 日	おおさか環境賞準大賞	寝屋川市自然を学ぶ会

(3) 社会貢献者表彰

公益財団法人 社会貢献支援財団が、人びとや社会のためにつくされた方を表彰し、日本財団賞を贈るものです。

表 5.1.11 過去の受賞者一覧（社会貢献者表彰）

表彰年月日	表彰名	受賞者名
平成 27 年 11 月 30 日	社会貢献者表彰	平田 彰宏

※第3次寝屋川市環境基本計画

「環境教育・環境学習」における施策の柱と個別施策

施策の柱	個別施策
環境教育と環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校における環境教育の推進 ● 環境学習の場の提供 ● 環境に関する啓発活動の実施 ● 市民への情報提供の推進 ● 人材育成の推進
協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 交流の場づくり ● パートナーシップの構築 ● 協働による環境活動

第3次環境基本計画 進捗管理（令和3年度）

4.5 環境教育・環境学習（基本計画P51-55）

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
環境問題に関心のある市民の割合	-	-	80.0%
環境に関するイベントに参加したことのある小学生の割合	24.0%	-	50.0%

代表指標と目標値と目標値	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 実績	令和12年度 目標値
環境に関するイベントの参加者数	467人	372人（環境総務課132人、下水道事業室210人、公園みどり課30人）	600人
環境フェアの参加者数	2,664人	-	3,000人
環境リーダー認定者数	-	-	200名
環境保全活動の参加者数	3,475人	405人（市民活動振興室195人、下水道事業室335人）	4,000人
環境に関する表彰の受賞者数	53名/22団体	52名/9団体	維持

施策の柱	事業名称	内容	実績・効果
環境教育と環境学習の推進	親子で見る自然散策と水辺の生物観察	市民の親子と一緒に自然散策をしながら水辺に棲む生物を観察し、身近な水辺に親しむとともに、水質状況を知ることにより水質保全の重要性についての理解と知識を深めることを目的とした生物観察会を開催する。	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止とした。
	自然観察会	市内の公園や河川等にて、自然とのふれあいや講師による説明を通じ、自然環境や生物多様性への理解を深めることを目的に開催する。	6月 メダカ コロナの影響で中止 7月 水生生物 雨天中止 10月 昆虫 40名 11月 どんぐり 50名 1月 野鳥 42名
	環境フェア	毎年6月に市立中央小学校において、「環境フェア」を実施し、環境に関する様々なブースを出展して、環境意識の高揚を図るとともに、美しいまちづくり表彰に実施など、地域と協働した美しい環境づくりの場を推進する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度に引き続き、令和3年度も中止した。
	環境リーダーの養成	第3次環境基本計画において、特に子どもへの環境教育・環境学習の場の提供の重要性が記されたことから、市内小学4～6年生を対象に環境のことを自らが考えることのできる人材を養成する。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度に引き続き、令和3年度も中止した。

協働の推進	ねやがわクリーンデイ	各中学校区内の道路・公園などの地域清掃活動や啓発活動の実施。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、中止する地区もあり少数での活動となったが、各地区にて清掃活動を行い、環境の美化活動について啓発活動ができた。
	駅前一斉清掃	清掃奉仕団体や地区推進委員会及び各種ボランティア団体の協力を得て、市内4駅前周辺の清掃活動の実施。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業が中止となった。
	駅前清掃	美しいまちづくりの推進を図るため、まちの玄関口である市内4駅（寝屋川市・香里園・萱島・寝屋川公園）を美しいまちづくり推進員と市が協働して清掃活動を実施する。	令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため美しいまちづくり推進員と市が協働した取組は不実施。
	クリーンリバー作戦	一級河川寝屋川でのクリーンリバー寝屋川作戦を始め、淀川河川公園点野野草地区や川勝水辺ひろばなどにおける、市民協働による河川清掃の実施。	令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、クリーンリバー寝屋川作戦は中止となったが、点野野草地区や川勝水辺ひろばでの清掃活動を実施し、水辺環境の保全につながった。
	生ごみ堆肥化土づくり講習会	各家庭における生ごみの減量化を図ることを目的に、市内の各コミュニティセンターにおいて、講師を招き「生ごみ堆肥化土づくり堆肥化」の講習会を実施する。	参加者 10人/1か所
	美化啓発看板の配布	美しいまちづくりの推進のため、「ポイ捨て禁止」と「犬のふん持ち帰り」の啓発看板を作成し、希望者に無償で配布している。	市民からの要望によりポイ捨て等が目立つ箇所や自宅（外壁等）への掲示も実施することで、美化向上に寄与している。 ・「ポイ捨て禁止」 136枚 ・「犬のふん持ち帰り」 235枚